

平成16年第1回瑞穂市議会定例会会議録(第3号)

平成16年3月12日(金)午前9時開議

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	桜木 ゆう子	2番	新井 正信
3番	岡田 均	4番	吉村 武弘
5番	太田 定敏	6番	日高 清
7番	小川 勝範	8番	小寺 徹
9番	藤橋 禮治	10番	山本 訓男
11番	広瀬 捨男	12番	清水 貞夫
13番	加藤 茂晃	14番	星川 睦枝
15番	棚瀬 悦宏	16番	武藤 善照
17番	日比野 昇	18番	土屋 勝義
19番	澤井 幸一	20番	辻 文雄
22番	馬淵 金雄	23番	西岡 一成
24番	松野 周一	25番	西岡 妙子
26番	佐藤 多喜夫	27番	広瀬 正雄
29番	児玉 春一	30番	進藤 末次
31番	松野 武則	32番	吉本 幸一

本日の会議に欠席した議員

21番 松野 義和

欠員(28番)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野 幸信	助役	福野 寿英
収入役	河合 和義	教育長 職務代理者	福野 正

市長公室長	青木輝夫	総務部長	関谷巖
市民部長	松尾治幸	都市整備部長	水野年彦
水道部長	松野光彦	調整監	今村章二

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会議務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開議の宣告

議長（吉本幸一君） ただいまの出席議員数は29名です。定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 一般質問

議長（吉本幸一君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

4 番 吉村武弘君。

4 番（吉村武弘君） 4 番 吉村でございます。

今回は3点について御質問したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

まず1点目は、道路舗装改良整備についてをお尋ねいたします。

市道の舗装状況が非常に悪く、継ぎはぎ、穴ぼこが多く見られております。市財政状況を考えますと、単年度で改良することは困難と思われませんが、この際、数年計画で順次道路舗装改良整備を考えられてはいかがでしょうか。特に穴ぼこについては、自転車、オートバイ等の二輪車による転倒事故が懸念されます。保守管理については、十分目を光らせていただきたいと思っております。都市整備部長の考えをお聞かせください。

2点目でございますが、朝日大学の学生ゼミとの連携についてお尋ねいたします。

市長は、瑞穂市には三つの宝物があるとよくおっしゃられています。穂積駅、朝日大学、それから16本の1級河川。その宝物の一つ、朝日大学では、昨年、大野正博先生の学生ゼミで旧穂積町の防犯マップを作成されました。このマップは、警察当局より被害者のプライバシーを害さない範囲で提供いただいた資料をもとに統計分析を行い、市民としての学生の目で作成されたものであります。詳細なデータマップが作成され、犯罪についての原因、対策等の提言がなされています。朝日大学の学内誌「法のいぶき」16号に掲載され、その冊子には総務部の手元にもあると思っております。4月には次号が出され、穂積地区の防犯マップが出そうになると思っております。

平成14年における岐阜県下の刑法犯の認知件数は5万 1,956件であり、交番別、駐在所別の多発順位で見ると、大垣署三城交番が 1,334件、岐阜南署県庁前交番が 1,215件、羽島署岐南交番が 1,160件、北方署穂積交番が 1,118件で4位となっております。学生ゼミの資料を活用され、今後、行政・大学・自治会等が一体となって防犯について取り組んでいってはどうでしょうか。総務部長のお考えはいかがでしょうか。

今回のマップの作成の知識を、今後は瑞穂市内の通学路で活用したい。市内の幼稚園、保育

園、小学校単位で安全マップを作成できないか。まずは園及び学校単位で、PTAを中心に園児・生徒に危険場所を聞き取り、得られた情報を地図に落とししていく。それをもとに実際にPTAの方々が分担して交通路を確認し、さらに大人目から見た危険場所を落とししていく。それによってでき上がった地図を父母に配付する。同時進行でBBSをネット上に設置しておけば、新情報が取得されるたびに追加も可能になると思われます。その際に、「ゼミ学生のノウハウを利用してください。積極的にボランティアとして協力させていただきます」との大野先生の提言が私のもとに届けられております。行政としてのお考えをお聞かせください。

最後に第3点目として、シンコーホーム土地取得時における固定資産税の未納分の瑕疵についてお尋ねいたします。

平成14年6月議会において、太田定敏議員のシンコーホーム取得時の質問があり、その質問は我々議員が知り得ないような、平成11年度固定資産税1,360万のうち300万円が滞納になっている、不渡り手形300万円が穂積町の手元にある、この責任はだれがとるのかというものでした。新市になりまして約1年になりますが、この未納分は今どのようなようになっているのでしょうか、市長にお尋ねいたします。

以上3点についてお尋ねいたします。御答弁をよろしくお願いいたします。

議長（吉本幸一君） 1点について、水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 道路舗装改良についてお答えいたします。

現在、市で管理しております市道の総延長は約499キロであります。そのうち、未舗装延長は約122キロで全体の24%となっておりますが、未舗装道路には、防じん舗装、畑地及び河川区域内の道路も含まれており、数値上は高くなっております。特に旧穂積町は、宅地開発等による乱開発を未然に防ぐとともに、優良な土地開発を促進するために、道路拡幅を中心に整備をまいりました。そのために、当時の道路舗装につきましては、アスファルト舗装に比べて安価でできる県のモータープールに委託した防じん舗装、また軽舗装など簡易的な工法を採用し、現在に至った路線もあり、特に傷んでいるのが現状であります。未舗装路線につきましては、宅地化、路面状況、また地域の御要望等を配慮しつつ、必要な路線を優先し、年次計画を策定し、順次整備を実施しておりますが、さらに計画に基づき整備を促進していきたいと考えております。

また、御指摘の破損箇所の補修など、市道の保守管理につきましては、現在、瑞穂市施設管理公社におきまして毎週道路パトロールを実施し、破損箇所の補修を行っておりますが、御指摘のとおり破損箇所を放置しておきますと交通事故の原因ともなりますので、未然に防止するためにも、市民の皆様方からの通報や職員による道路パトロールで判明した場所につきましては、ストックしております合材等で早い時期に補修を行うようにしていますが、さらに体制の強化に努めたいと思います。

なお、市職員が通勤途上で道路の破損箇所を発見したときは、関係課に連絡する体制も整えております。議員の皆様方におかれましても、現在も御連絡をいただいておりますが、今後とも引き続きよろしく願いいたします。

議長（吉本幸一君） 質問の2点目につきまして、関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 2点目の質問についてお答えをさせていただきます。

朝日大学学生ゼミとの連携についてということでございます。議員から御指摘をいただきましたように、朝日大学のゼミ学生の研究成果につきましては、大変貴重な資料、また提言であるというふうに受けとめております。テレビでの放映、新聞紙上でも報道されておりますので御存じの方も多いうふうに思いますが、この研究成果につきましては、去る1月12日にも総合センターにおきまして、岐阜県の主催によりまして、警察・行政関係者を交えて意見交換会が開催されたところでございます。

そこで、資料、そして研究成果をお聞きしたわけでございますが、今日に至るまでの情報をもとに自分たちの足で地道に聞き取り調査を実施されまして、現場検証された貴重な成果ということでございます。私たちにも非常に参考にすることが多くございました。その成果をもとにいたしまして、さらに冊子にまとめられるというふう聞いております。冊子ができたときは市にも配付をしていただくよう要望してございますので、これを自治会・PTAにも配付し、多面的に活用できるものというふうに考えております。また、そうした働きかけを行っていく必要もあろうかというふうに考えております。

つまり御提言をいただきましたように、地域ごとの危険箇所につきまして、通学路等の危険箇所情報をさらに検討を加えまして、より有効な啓発資料、防犯資料として活用できるのではないかと考えております。そのノウハウ等の援助も大学の方では御提供いただけるというふうに聞いておりますので、ぜひ今後活用できればというふうに考えておる次第でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（吉本幸一君） 3点目も、続いて関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 3点目の御質問についてお答えをさせていただきます。

平成14年の6月議会におきまして太田議員さんから質問のございました未納金の件でございますけれども、現在、完納となっております。以上でございます。

議長（吉本幸一君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 吉村議員の御質問、個々の問題につきましては担当から答弁させていただきましたしましたが、今、質問を伺っておりまして、私自身感じたこととお話しさせていただきたいと思っております。

まず朝日大学の件でございますけれども、私どもとしては、やはりこのまちにある大学とい

うものを、まちづくりの中で大いにお力添えいただきたいという考えを持っておりまして、いろんな審議会の委員とか、そういうところに大学の先生なんかも参画していただくということで、鋭意お願いをしながら、ノウハウを行政の中に反映させていくように努力しております。

また、最近私、特に考えておりますことは、市の職員の全体の資質をアップしていくというような形で、要するに国内留学というような形で、朝日大学で勉強させることができないだろうか、こんなことを実は考えております。この間、学長さんともちょっとお話をしておったんですけれども、大学としてはシステム的には受け入れることは可能だというふうに伺っております。そのあたりもどんなふうに動かしていったらいいとか、いろいろなこともあるかと思いますが、またいろいろと御助言がちょうだいできれば非常にありがたいと、このように思っております。

それからもう1点は、御指摘のシンコーホームの件でございますけれども、滞納はもう解決しておりますけれども、この問題に関連して非常に思いますことは、個人情報というものがどこまで保護していくことが我々としてできるかということが一つと、それからもう一つは、やはり行政の情報というものはできるだけオープンにしていって、皆さんから御意見をちょうだいしていかなければいけない。ちょうどこの狭間にあるような要するにこの問題じゃないかと思ひまして、私ども実際に運営していく中では、個人情報と行政として出さなければならない情報と、この間の取り扱いというものは非常に難しいということを感じております。その点でも、いろいろとまた御指導をちょうだいできればと、このように思っております。よろしくお願ひいたします。

〔4番議員挙手〕

議長（吉本幸一君） はい。吉村議員。

4番（吉村武弘君） 自席でお願いします。今、シンコーホームの瑕疵の点について、完納ということでお聞きしたわけですが、もう一度確認させていただきます。完納ということではなかったんでしょうね。

なぜこれを聞くかということを申し上げますと、ここに最近、太田議員がピラをまかれているんですね。本田小学校の側溝を直したとか、本田団地の道路舗装をしたとか、公民館改修やりましたとか、エアコンをつけましたとか、いろんな、これもやりましたあれもやりましたっていうピラの裏側に、町長と議論をしましたというものもあって、その中にシンコーホームの土地の取得について質問をしたということで、全文は割愛させていただきますけれども、この中に、一般質問の翌日の中日新聞岐阜県版に私の氏名入りで掲載されました。

記事の内容は、土地取得受け渡し決済時に穂積町は公租公課（前年度固定資産税金分 1,360万円）を忘れた。後日ミスに気づき、株式会社シンコーホームに決済を要求した。分割振込及

び先付小切手で回収したが、株式会社シンコーホームが破産したため、1,360万円のうち先付小切手300万円が不渡りとなり、いまだ解決のめどがないというピラが配られているということは、市民の皆さんが見られた場合、現在もそうかなというような誤解を招くと。こういう誤解を招くようなピラを配っていただいているのは非常に困るということで今再確認したんですが、これは完納されているのは間違いありませんか。

議長（吉本幸一君） はい。関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 間違いはございません。

〔4番議員挙手〕

議長（吉本幸一君） はい。

4番（吉村武弘君） それから朝日大学の連携について、市長のお考え、それから総務部長のお考えはお伺いいたしました。

それで、総務だけの問題じゃなくて、市の全体の問題として、要は横の連携ですね。教育委員会も交えて、教育委員会、都市整備全部ひっくるめて、その辺のところ、そういうゼミの結果とかいろんなものが情報として総務部の方へ上がってきたら、そこだけでとどめるんじゃなくて、やはり市全体としてどういうふうに横のつながりで持っていくかということをしてかなきゃいけないと思うんですね。

教育長職務代理者にお尋ねしますが、今の通学路の安全確認ですね。これPTAと連携してやっていくということについて、教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか。

議長（吉本幸一君） はい。

教育長職務代理者（福野 正君） 御指摘の、先ほど総務部長の方からお答え申し上げましたが、教育委員会としての見解を申し述べたいと思います。

通学路の安全確保という観点から、PTA活動の一環として通学路の交通安全点検とともに、最近痴漢なども多いわけですが、痴漢などの防犯上の危険箇所の点検も必要であると考えます。朝日大学の防犯マップがその資料として十分参考にするべきものであると考えています。このことを小・中学校のPTAに十分働きかけて、有効利用を図っていきたいと思っております。以上です。

〔4番議員挙手〕

議長（吉本幸一君） はい、吉村君。

4番（吉村武弘君） 最後に都市整備部長にお尋ねいたします。

道路舗装の状況が悪いということと、それから穴ぼこのことについては、今後順次計画していただけるということですが、もう一つ、道路が軟弱であるというのか、側溝と道路の差がかなり、3センチとか2センチとかあいているところが結構あるわけなんですね。その辺で自転車がそこへひっかかって転倒するということがよくあるみたいなんです、その辺の

ところも、道路のいわゆる保守管理ということで、危険なところがあればよく調べて、段差のないように配慮していただきたいと思うんですけれども、その辺よろしく願いいたします。終わります。

議長（吉本幸一君） 吉村君の質問を終わります。

続きまして、31番 松野武則君の発言を許します。

31番（松野武則君） 地方交付税についてを御質問申し上げるわけですが、私、今回で最後の一般質問でございます。長い長い間、私ごとではございますけれども、執行部の皆様方、議員の先生方から非常にかわいがっていただきまして、まことにありがとうございました。厚く厚く御礼を申し上げます。

一般質問に移ります。

割合簡単でございますが、奥が深いので、再質問を何回でもやりますので、御承知をお願いしたいと思います。

地方交付税等の推移を、平成13年度決算より15年度本日までの明細をお尋ねいたしますということでございますけれども、16年、17年の見通しもお願いしたいわけでございます。

なお、次に5月1日より行政三役、教育長、議員含め三役は、一体合併してどれほどのメリットがあったでしょうかということ、報酬審議会の答申に沿って明細に御報告をお願いしたいと存じます。

以上、一般質問を終わります。

議長（吉本幸一君） 今村調整監。

調整監（今村章二君） 松野議員の地方交付税についての御質問にお答えをしたいと思います。

地方交付税制度については、地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ必要な財源の確保を保障するということが、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することにあるとされております。瑞穂市においても、重要な財源になっております。

そこで、制度的には、昨日の質疑でも一部ございましたが、平成13年度から地方交付税の一部を起債に振りかえるということで、今年度はその元利償還金の全額を交付税に算入するという臨時財政対策債という制度が創設をされている。したがって、交付税と臨時財政対策債合わせて、交付税の額については、総額としてとらえる必要があるということでございます。

それで、お尋ねの平成13年度以降の地方交付税等の推移については、13年度と14年度については、穂積町と巢南町のそれぞれの決算額がございまして、その合算で説明をしたいというふうに思いますし、15年度については少しややこしいんですが、合併期日が5月1日でしたが、交付税の算定については基準日が4月1日でありますので、旧町の段階で算定を基本的にされておる。歳入としては、旧町と新市と両方で、何回かに分けて交付がございまして

で、受けているということでありませぬ。

それで、それぞれ 100万単位で四捨五入して申し上げたいと思うのですが、13年度については、両町の合算の決算、地方交付税については20億 6,400万、それから臨時財政対策債については2億 3,200万でありまして、合計すると22億 9,600万という数字、対前年でいいますとマイナスの 4.4%ということでありませぬ。

ちなみに13年度の地方財政計画、全国ベースのものでありますが、こちらについては、トータル数字だけ申し上げますと21兆 7,986億円という計画でありました。対前年で 1.8%の増ということでありました。

穂積町、巢南町においては、平成11年度が地方交付税の一つのピークの時期でありまして、12年度、13年度と徐々に低下をした時期に当たっております。そして、14年度については、地方交付税については21億 2,300万、それから臨時財政対策債については5億ということで、合わせて26億 2,300万、対前年で14.3%ふえております。ちなみに、地財計画の方は22兆 7,710億円ということで 4.5%の伸びでありました。したがって、両町の方が相当伸び率が高かったわけでありませぬが、これは合併の前年度でありまして、いわゆる合併準備、移行経費に係る交付税措置が加算をされておったということでありませぬ。

それから15年度については、基本的には旧町段階での計算ということでありませぬが、地方交付税で17億 2,000万、それから臨時財政対策債で11億 3,900万、合計28億 5,900万円を、これは見込みでありますけれども、見込んでおります。対前年で9%の増であります。地方財政計画は一方で23兆 9,389億ということで、対前年 5.1%の増であります。したがって、15年度についても、旧町というか瑞穂市が全国ベース、計画の伸びを上回っております。これは、合併後の交付税の臨時的な加算が何年間かあります。その部分と合わせて、市制施行に伴って生活保護関係経費等について措置をされているという要素があります。

なお、合併した市町村の交付税について、一定の期間、合併前の市町村が存続をした場合、存続をしたとして、算定をされる合算の額、それを下回らないようにという制度であります、合併算定がえと言われている制度があります。これについては、先ほど申しましたが基準日が4月1日でありますので、15年度は適用がありません。16年度から合併算定がえの適用があるということでありませぬ。

それで、国においては、昨日の質疑でも一部ございましたが、地方税財政三位一体の改革ということで、税源移譲、国庫補助負担金の削減、それから地方交付税の見直しということで、16年度から実施をするというふうにされております。その初年度ということで、地方交付税全体では12%の削減という大変厳しい状況があります。したがって、瑞穂市としても、そういう国の方針を踏まえて、その動向に注視していく必要があるということであろうかと思ひます。

それで、16年度以降の交付税の見直しについての質問がございましたが、合併協議会するとき

に、昨日の質問にも少しございましたが、財政計画を策定しております。その段階では、なかなかその10年後を見通すということは難しいわけでございます、できるだけその手がたく、内輪に見積もっていくという考え方で御提案をし、御承認をいただいたいきさつではないかなというふうに思っておりますが、予算においても、16年度の予算は現在上程をされているところでありますけれども、数字としては大変厳しい見方をしている。予算書の数字でありますけれども、地方交付税で10億 3,000万という数字、それから臨時財政対策債としては8億 4,200万、トータルで18億 7,200万という数字であります。交付税については基本的に手がたくです。内輪で見積もっていく中で、現実な額との関係では補正ということもあるかと思うんですが、いずれにしても国のそういう姿勢を踏まえて、市としても厳しい、あるいは手がたいスタンスで予算化、見通しを図っていく必要があるというふうに考えております。以上であります。

議長（吉本幸一君） 2点目につきまして、関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 2点目の御質問にお答えをいたします。

議員報酬、そして三役、教育長の給与について、合併前と合併後でのメリット、どのぐらいの差があるかという御質問でございます。

平成14年度の旧穂積町、旧巢南町の決算額と、そして平成16年度の予算の差額を算定いたしました。その算定結果でございますけれども、議員報酬につきましては4,391万6,000円の減でございます。三役、教育長につきましては4,020万6,000円の減となりまして、合わせまして8,412万2,000円の減ということになります。この数値には、期末手当の率の改定分258万5,000円も含まれているということでございます。

そして、特別職報酬審議会での問答ということでございますけれども、この審議会は昨年11月26日と、そして今年1月14日の2回開催されております。そして、答申につきましては1月22日、報酬審の会長から市長になされております。

その審議の内容を簡単に説明を申し上げますと、最初に市長より、合併協議会における報酬等の額が暫定的に決定されているということから、新市の報酬審議会におきまして改めて協議がなされるということになっているということで、現行額の是非を含めまして御審議いただきたいという旨の諮問がなされました。全くの白紙の状態から審議がなされたということでございます。

1回目は、市と町では、その職務の内容、どの程度差があるのか。また、それぞれ役職の職務、業務の内容、事務量の検討、さらに議員の費用弁償などの妥当性なども論議されまして、瑞穂市の人口規模と類似する県内市の報酬額は幾らになるかということで審議がなされました。

1月14日の2回目でございますけれども、前回の会議内容をもとにさらに検討が加えられまして、特に合併の効果を端的に、そして市民感情も踏まえて審議されました結果、支払い総額

をどのくらい縮減できるかという論点に絞られまして、さらに審議・協議がなされた結果、今回議案として提出をさせていただきました金額が答申として示されたということでございます。よろしく願いをいたします。

〔31番議員挙手〕

議長（吉本幸一君） はい、松野武則君。

31番（松野武則君） 大変ありがたい数字でもって御答弁をいただきまして、ありがとうございました。調整監、ありがとうございました。

実は全国から、合併の先進市として、この瑞穂市に視察にお見えになりまして、北は北海道、南は鹿児島、長崎、全国50有余の市町村が研修に見えまして、いろいろお話を聞いておりまして、瑞穂市は何がメリットがありましたでしょうかというような御質問が随分あったわけでございますけれども、私は最近になって、平成11年の総務省の合併特例法を見ますと、えらいあめ玉をねぶらして、非常に皆様方議員の諸氏にはいろいろ御苦労かけましたが、だんだんどうもあめ玉が小さくなっていくような気がして、名市長でも、今後の見通しはどうも暗いような気がいたしますがね。

市長さん、今後どのように予想を立てられますか、お尋ねをいたします。

実は先日、私、朝日大学に歯の治療に行きまして、その先生が沖縄から来てみえまして、北方に住んでおられるんです。まあ北方が嫌になったで、瑞穂が一番住みいいいうことを立派な先生が私におっしゃったんですね。そういうこの瑞穂市の将来像を市長はどう考えになっておられますか。私は今期限りで引退いたしますので、それが心配なんですよ、本当に。どうなるか。そう笑わんでもいい、本当の話やで。ですからどうぞ、まだ12分、時間がございますから、ゆっくり説明していただけないですか。

それから報酬審議会のことにつきましては、これは絶対的な審議会でございます。合併協議の中で、新市になってから報酬審議会にかけて決めさせていただくという申し合わせでございますから、高いとか安いとか、あるいはどうかこうとかいうのは、議員諸氏、次に立候補の予定されておるお方がそういう議論をされては、非常に市民の気持ちを逆なでするような感覚があると思います。

ですから、報酬審議会の決定された議員の報酬については、皆さんが甘んじているということとはちょっと言い過ぎかもしれませんが、受けていただきたい。いわゆる議決に際しては、全員が起立して御賛成を願いたいと存じます。市長、お願いします。

議長（吉本幸一君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 武則議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、武則議員は25年間御活躍をいただいたかと、このように思います。一番初めに議員に就任されたところに比べますと、この穂積町、瑞穂市の歩みというもの、本当に昔日

の感があるんじゃないかと思えますけれども、このすばらしい発展の中で大きな役割を果たしていただき、またいろいろと指導していただきましたことに対しまして、まず最初に感謝申し上げます。ありがとうございます。また、これからもひとつよろしく御指導のほどお願いいたします。

今、御質問の、まず合併の将来像をどう考えるかというお話でございますけれども、ここ二、三日前からというか、ずっと岐阜新聞が「改革の狭間で」ということで、新年度の予算案からということで、合併の動向とかそういうものに対してずっと書いておりました。その一番終わりの方のシリーズの中で、6番目に山県市、最後に瑞穂市の予算についてのコメントが出ておったと思えますけれども、これに合併に対する考え方としてはっきり出てるんじゃないかと思えますのでポイントだけ申し上げますと、山県市の場合は、来年度は新市が本格的に始動する年だということで積極的な予算を組んでおられまして、175億7,000万円というのが一般会計の予算だというふうに報じられております。それに対して瑞穂市の場合は、私のコメントですけれども、助走期に当たり、自主財源の中で、できることを知る年度だという言い方で、非常に厳しい123億4,500万円という予算を組んだということでございまして、端的なことを申し上げますと、山県市の場合は、市として人口が3万ちょっとですね。うちの場合は4万8,000ということでございまして、その人口比較と予算規模と、ただ人口だけ物差しじゃありませんけれども、比べてみても、市政の違いというものが大きく見えるんじゃないかと思えます。

御存じのように、私は合併は必ずしもバラ色じゃないという認識であります。ただ、これからの大きな世の中の変化の中でどう対応していくかという選択肢の中では、合併という選択肢をとらざるを得ないという一つの判断に立って、この合併という手法を選んだと。とらざるを得ないというか、その手法が一番いいと考えて選んだというふうに御理解いただければいいかと、このように思います。

ですから、合併をして何もなかったんじゃないかと。何も直接、市民の皆さんに目に見えるメリットないじゃないか。むしろデメリットの話もあるんじゃないかという御指摘、ごもっともだと思います。しかし、逆に合併しなかったときと比べてどうだろうかという目で見ていただきたい、このように思います。

それじゃあ瑞穂市の将来像として、どんな絵をかいていったらいいんだろうかということでございますけれども、私は一番大事にしていくのは、我々の日常生活というものの豊かさを求めていくというか、豊かさのあるまちにすることだと思います。この豊かさというのは、要するにハード、いろいろな施設面とかそういうものじゃないしに、ソフト面、心の豊かさというものもあるわけでございますが、その中でも特に私は心の豊かさ、触れ合いの温かさというのが非常に満ちあふれたまちにしていきたいという思いであります。

それから報酬の件につきましては、もう今いろいろと御意見ございましたんですが、強いて私自身のことで申し上げれば、この報酬審で、今度議会に提案させていただきます議案の中でも、私の市長職としての報酬のアップも出ておりますけれども、できれば上げないで置いてほしかったというのが私自身の思いでございます。ただ、報酬審として答申をいただきましたので、その趣旨を尊重して、そのまま提案させていただきました。その決定は議会の皆様方をお願いすることでございますので、適切な御判断をぜひお願いしたい、このように思っております。

〔31番議員挙手〕

議長（吉本幸一君） はい、松野武則君。

31番（松野武則君） どうもありがとうございました。おかげをもちまして、合併の先進地として、来たる28日に亀山市から研修にお見えでございます。本当に模範的な合併の瑞穂市でございますので、どうぞ今回立候補の予定をされておられる皆様方の御健闘と御活躍を祈念申し上げ、なお執行部の皆様方も、健康に留意されまして、ますます瑞穂市の発展に寄与されることを心から祈念をいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（吉本幸一君） 続きまして、10番 山本訓男君の発言を許します。

10番（山本訓男君） 10番 山本訓男でございます。議長のお許しをいただきまして、2点にわたって質問をいたします。

まず1点目は、学校の安全についてということでございます。そして2点は、水防、河川の利用についてでございます。

それでは、第1点目の学校の安全について、子供たちを犯罪から守ろうということで、今、子供たちが誘拐され連れ回されたり、遊んでいる最中にいきなり殴られたり襲われたという事件が目立ってふえております。子供が安心して成長できる社会づくりは、みんなの願いであると思います。安心・安全の環境づくりが大切だと考えます。

警察庁の調査によると、昨年、授業時間中に不審者が学校へ侵入し、児童に危害を加えたり、危害を及ぼそうとするおそれがあったりして、警察に通報されたケースが22件ありました。一方、文部科学省の調査によると、子供の安全を確保するための訓練や防犯教室を実施している学校は約5割、約半分ということでございました。そこで、市としてはどのように取り組まれているか、お尋ねいたします。

まず1点目は、校内の安全、学校の安全管理の総点検、防犯監視、学校独自の防犯マニュアル、安全管理等はどうなっているかということでございます。2点目といたしまして、周辺や通学路の安全、学校周辺や通学路の安全確保のため、警察や父母、ボランティアなどによる巡回。3．防犯教室・訓練、教職員の危機管理意識向上の観点から防犯訓練や防犯研修、子供たちに対する防犯教育。4点目といたしまして防犯ベル、市において緊急対策として小・中学生

への防犯ベルの貸与や配付はどうなっているかということでございます。

それから2点目といたしまして、新しい河川環境をとということで、市民生活に潤いを与えるオープンスペースとして、河川を地域住民が共有するという認識に基づき、常に安全で快適に利用できるという、市民と行政が常に良好な河川環境を保っていくため、国・県においても水の日とか水の週間、また川の日等を決め、水資源の大切さの理解を深めるために、いろいろな行事が行われております。市におきましても、五六川親水公園でのリバーサイドフェスティバル、釣り大会が行われております。また、本年、牛牧校区のれんげ祭りも五六川親水公園で計画されております。さらに河川の魅力、治水事業の大切さに関心を持ってもらうために、河川を常に安全で適切に利用するためにも、行政・市民一体となり、よりよい環境をつくり出していく必要があると考えます。

そこで水の週間、川の週間を設け、さらに水害に対する関心を一段と持って、いざというときに備え、日ごろから準備することが必要かと考えます。水害の避難場所、危険箇所等を地図で示されてはいかがでしょうか、お尋ねいたします。以上でございます。お願いします。

議長（吉本幸一君） 福野教育長職務代理者。

教育長職務代理者（福野 正君） 山本議員の御質問、学校の安全についてをお答えいたします。

大阪の池田小学校、近隣においては岐阜市本荘中学校において不審者が校内に入るなどの事件が次々と発生しており、学校の危険管理体制については大変重要な問題であると考えております。

まず1点目の校内安全管理体制については、各学校・園と教育委員会が連携し、危機感を持って対応しているところでございます。学校ごとに不審者防犯マニュアルを作成し、緊急時の対応ができるよう、日ごろから安全管理の徹底を行っております。また、施設整備におきましても、フェンス、門扉等を順次整備し、外部からの侵入を防ぐように対応してまいりたいと考えております。

2点目の通学路の安全確認につきましては、各学校PTAの方々のボランティア活動の方に通学路、学校周辺の巡回を行っていただき、安全確保に努めていただいております。

3点目の教職員の防犯教育につきましては、市内の全学校で、各学校ごとに防犯訓練や研修などを行い、危機管理意識への再認識をしており、警察に依頼をしまして、防犯対策訓練を実施している学校もございます。

4点目の防犯ベルの配付についてでございますが、既に幼稚園におきましては、保育士など教職員に配付をし、緊急時に対応しておりますし、小・中学校児童につきましては、PTA活動での対応ということで、全員配付をしているところ、あるいは希望者にあっせんなど、さまざまでございますが、防犯ベルの携帯については順次浸透しております。

以上のように、子供たちを犯罪から守るための努力をしておりますが、完全ということはありませんので、関係機関から情報を収集し、さらにPTAを初め地域の皆さんと連携しながら安全対策を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

以上、答弁とします。

議長（吉本幸一君） 続きまして、水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 私の方からは、新しい河川環境ということで、川の利用についてお答えいたします。

川の日につきましては、近年の都市の発展、治水事業の発展などを契機に、希薄化しました人と川との関係を見直す、河川に対する人々の関心を取り戻すこと、また地域の良好な環境づくりなどについて、流域の住民、自治体と一緒に考えて、取り組むといった地域の活動を支援する趣旨で、7月が河川愛護月間であること、季節的に水に親しみやすいこと、また七夕伝説の天の川のイメージであることによりまして、議員御承知のとおり、国におきまして7月7日と定めております。また水の週間につきましては、水の貴重さ、水資源開発の重要性に対する国民の関心を高め、理解を深めるために、8月1日を水の日とした、この日を初日とする週間を水の週間として定められて、各種行事が実施されております。瑞穂市におきましても、議員からも御紹介をいただきましたとおり、五六川親水公園でも諸行事が開催され、また秋の河川一斉清掃日には多くの市民の皆様にご参加をしていただき、水に親しみ、環境面からも川に深く関心を持っていただいております。

また、糸貫、犀川等につきましても、グラウンド、緑地公園など、河川の高水敷の活用がなされております。今後も広大な、一番末端ですが、犀川遊水地、高水敷も含めて、市民の皆様と一緒に河川の空間の利用を検討していきたいと思っております。

御質問にもありましたとおり、市民の多くの皆さんが河川に関心を持っていただくことにより、特に治水事業の大切さと、よりよい河川環境が作り出されると思っております。

なお、御質問の瑞穂市における水の週間、川の日につきましては、各種の行事も日程がさまざまなこともあり、今のところ国の定めた日に合わせていきたいと考えております。

議長（吉本幸一君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 私の方からは、水害時の避難場所、危険場所についてお答えをいたします。

水害時、そしてまた防災時の避難場所の指定につきましては、現在防災マニュアルを作成いたしております。防災マニュアルの中に指定をいたしております小・中学校等公共施設を中心に、場所や収容人員、そして地域の配分等につきまして現在詳細に調査をいたしております。これがまとめ次第、広報、そしてまたホームページ等でお示しをさせていただきたいというふうに思っております。この防災マニュアルを示しながら、防災に対する意識をさらに高めて

いただけるよう努めてまいりたいというふうに考えております。以上で答弁といたします。

〔10番議員挙手〕

議長（吉本幸一君） はい、山本訓男君。

10番（山本訓男君） ありがとうございました。これで終わります。

議長（吉本幸一君） 続きまして、1番 桜木ゆう子君の発言を許します。

1番（桜木ゆう子君） 1番 桜木ゆう子でございます。私は、2点について質問させていただきます。

まず1点目、コミュニティバスについて、これは先日の全協のときに発表がありましたけれども、あえてきょうは傍聴の方もいらっしゃいますので質問させていただきます。

平成11年10月よりスタートした旧穂積町コミュニティバスの運行も、早いもので5年目を迎え、通勤や通学、また老人や弱者の人たちの足となり利用され、大変喜ばれております。

ところで、旧巢南地区への乗り入れも近々で、市民にとって待ち望んでいるものと思われませんが、開始日や運行路線など、いつ発表になるのかお伺いいたします。

こういう質問でございましたけれども、5月1日からということで、運行路線も表にして私たちにいただきまして、間もなく皆様のもとにも届けられるものと思っております。

質問の内容はここだけではありませんで、実はこの後が問題点でございまして、この路線の近くのある住民の方は非常に便利でいいと思うんですが、路線の外れた地区の住民のサービスはどのようにしていけばいいのかということでございます。税金はすべての人にいただいておりますし、サービスはそこにいる人だけが受ければいいというものではないと思います。そういったバスの路線の外れた方が、また特にお年寄りが多いんですね。足が悪いとか、若い者がいなくて老人だけになってしまっているといううちが非常に多いんです。そういう人たちの足を、病院へ行ったりとか、買い物に行ったりとか、そういうことを何らかの形で、コミュニティバスが使えなくても何かいい方法がないものか、お尋ねしたいと思います。

それからもう1点でございますけれども、最近、私が車の運転中、牛牧線のコミュニティバスと信号待ちで対面になりまして、そこで運転手のとっていた行動に思わず身を乗り出し、目を疑わずにはいられませんでした。その行動とは、午後を少し回ったところでしたが、信号待ちの間、菓子の袋を片手で持ち、ハンドルの上で食べていたのです。周りを全く気にもせず袋の中に手を入れては食べている様子を見て、私は気分が悪くなり、そしてまたとても恥ずかしい思いですれ違いました。このような行為は、仕事に対する意識や、人命を預かる自覚に欠けていると思います。その辺の管理体制はどのようになされているのか、お伺いします。

大きな2点目でございますけれども、防犯灯や街路灯の調査及び設置でございます。

近ごろ、老人や女性がひったくりに出会ったり、子供たちにつきまとう不審者、放火魔など、犯罪者にとって、暗い場所や人通りの少ない路地は格好の場となります。最近では、人や物が

近づくと点灯する電球が多く取りつけられ、少しは安心でございますけれども、人家のない田園や畑など、まだまだ暗いところは多いようです。

例えば、私の住む馬場地区のコーストアさんから西へ向かう、旧巢南町に向かう道路には、人家もありませんし、街路灯といっても、ほんの数個、信号の周りがあるだけです。真っ暗です。小学校や北中から帰る子供たち、また自転車の人をよく見かけますが、とても安全とは思えません。事故や事件の報告があつてからではなく、市民が安心して暮らせるよう、瑞穂市全体を調査し、できるところから設置をし、安全で安心したまちづくりを早急に要望いたします。

また再質問もさせていただきますので、よろしく御答弁をお願いいたします。

議長（吉本幸一君） 青木市長公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 私の方から、コミュニティバスについて御答弁を申し上げたいと思います。

コミュニティバスの巢南地区の乗り入れでございますけれども、この5月1日から運行を開始したいと、現在進めております。乗り入れにつきましては、コミバス1台でございまして、穂積駅を出まして横屋、呂久、大月、巢南庁舎、それから美江寺を通過しまして重里、名和病院までの往復とさせていただきます。

なお、現在運行中の穂積牛牧線でございますが、これを一部路線変更をかけまして、十九条駅から十八条、十七条を経て本田団地、それから穂積駅といったコースに変更をいたすところでございます。

また、市内を走っております穂積リオワールド線につきまして、コミュニティバスではございませんけれども、ワンコイン、いわゆる100円で乗車できるようにいたすよう協議をしているところでございます。

この路線、また時間につきましては、4月の広報でもちまして、皆さん方の方へお示しをしたいと考えております。

また、路線から外れた地区の方につきましては、このコミバスの1サイクルの運行時間をこれ以上延ばすことができません。やはり1サイクル30分から40分の行程で回らなければ利用者がどんと減るということが統計で出されておりますので、これ以上時間を長くしてルートを追加するということできません。御面倒でございますが、できるだけお近くのバス停までお出かけいただき、御利用いただきたいと考えております。

それから2点目でございますが、運転中に菓子を食べていたということでございますが、1時ちょっと過ぎということで、時間帯から考えますと、多分昼休みに六条の方ですか、昼休みに車庫までバスが帰ります。その帰りの途中だと考えられますが、このような見間違えられることのないよう、岐阜バスに厳重に注意をいたしたところでございます。また、今後も安全運転に心がけまして、市民に信頼されるバスということで運行を進めてまいりたいと思っております。

で、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（吉本幸一君） 2点目について、松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 桜木議員さんの2点目の、防犯灯や街路灯の調査及び設置について御答弁させていただきます。

現在、市内には市管理の街路灯が326基、自治会からの要望で設置しました防犯灯が2,138基設置されております。ちなみに平成15年度、防犯灯につきましては、自治会からの御要望に基づきまして106基の設置を行っております。市内の防犯灯、街路灯の設置箇所につきましては、台帳に基づきまして管理を行っております。

なお、防犯灯の設置費及び修繕費は市が負担しておりますが、球かえ、いわゆる電球のかえとか電気料を自治会で負担していただいておりますので、地域で設置箇所を精査されまして、御要望いただきたいと思っております。

市では、交通事故防止及び防犯上、主要幹線道路については道路照明を適宜設置しておりますが、自治会からの要望のありました防犯灯につきましては、できるだけ速やかに設置をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしまして、答弁とかえさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長（吉本幸一君） はい、桜木ゆう子君。

1番（桜木ゆう子君） コミバスにつきまして、もちろん30分から35分ぐらいというコースですので、当然これは無理だと思います。バスをふやす以外にありませんし、外れた地区に関して、抜けた地区に関してバスを走らせるということはできないかもしれませんが、そのほかの違った意味でサービスを考えられないものかと。100%ということではできませんので、100%でなくても、5回に1回とか、10回に1回ぐらいは、何かタクシーに乗ったときに割り引けるとか、そういった少しでもやっているよというような姿勢を示していただければありがたいと思ひます。全く私たちのところにはバスは来ないし、不公平だと。こんなことはいかんと言われますので、ひとつその辺を、一回でもいいので、これだけは出しておるよというぐらいの、少しの気持ちでも、気持ちの問題でございますので、これはやっていただきたいと思ひます。

それから調べていただきましたら、回送するバスだったんですか、車庫へ帰る。それにして、看板を着ている以上は、やはりこれは許される行為ではありませんね。人が乗っているとか乗っていないとか関係ないと思ひます。瑞穂市のバスに運転をしている以上は、これは回送だろうが何だろうが、一回私も河渡橋の上で見たときに、あれっ、何でこんなところを瑞穂市のバスが走っておるんだろうと思ひまして、回送かと思ひましたけれども、派手なバスでございますので、よく目立つんですね。ですから、その辺は幾らおながすいていたとはいえ、食事はきちっとバスからおりてしていただいて、だれが見ているかもしれませんので、たまたま私だ

でよかったのか悪かったのか、お願いします。

それから街路灯でございますね。もちろん今、防犯灯についていろいろ地域の自治会長さんなどが通報していただいて、設置はしていただいているとは思いますが、街路灯の方が、防犯灯もなんですけど、街路灯というのもひとつお願いしたいと思うんですね。そしてまた、瑞穂市のまちというのは、一つの行政から見たら庭だと思うんですね。自分の家の庭だと思うんですよ。その庭を歩いていても、家を建てますと門をつくったり、松を植えたり、植木を植えたりといった目の保養というか、ストレスの解消にもなるわけなんですけど、瑞穂市のまちはストレスを解消するようなところは一つもないですね。本当に探そうと思うとなかなかないものでして、この前、お昼にお握りを買って食べようと思ったら、探しても、ぐるぐる回っても、腰かけて食べられるようなところがそうそうないんですよ。

ですから、そんな意味で、プロムナードのところは確かに街灯が別府警甲細工の人形さんでとてもかわいい。これは瑞穂市ならではのオブジェだと思うんですけど、こういったものを各、瑞穂市全部につけられるようになれば、そのまちへ入った途端に、ああこれは瑞穂市だという目印にもなりますし、花も少ないです、ほかのまちに比べるとね。この前、私九州の方へちょっと歌の仕事で行ってまいりましたときも、行けども行けども同じ花が植わってありましたね。ですから、そういう意味では瑞穂市は、花といいますと5月ごろにアジサイが咲いたり、それから桜の季節になりますけれども、それ以外は花も大変少ないですし、そういったオブジェ。犀川大橋がかかったときも、やはりオブジェがないですもんね。オブジェが、何かそこにあるといいんじゃないかと思うんですけど、街路灯というのも一つのまちの美観のために、防犯だけじゃなく、そういったことにも気を使って、ただ電灯だけつけばいいという、昔の街灯がついておればいいという考えではなしに、まちの景観もよくするということから、その辺の街灯をお願いしたいと思うわけでございます。

私も、ひょっとしたら最後になるかもわかりませんので、よろしくお願いします。

そんなことで、いろいろ申し上げましたけれども、きついことを言うようだと思いますけれども、これは市民の要望でございますので、よろしく、そしてまた瑞穂市をよくしたいという私の気持ちですので、どこから来ていただいても、瑞穂市はよかったねと帰っていただけるような観光がありませんので、本当に素通りするだけのまちになるかと思うんですけども、これからはそうじゃなくて、一泊していただくといいというぐらいの気持ちで私はおりますので、ひとつよろしく願いいたします。以上、終わります。

議長（吉本幸一君） 答弁はよろしいか。

〔「はい」と1番議員の声あり〕

議長（吉本幸一君） 続きまして、20番 辻 文雄君の発言を許します。

20番（辻 文雄君） 20番 辻でございます。国保税ということで、きょうは質問させてい

たきます。

その前に、穂積、巢南、合併協議会の申し合わせの件、それから国民健康保険と老人保健と非常に関連がある問題。私も全協等々で、15年度の国民健康保険、老人保健、それから16年度の国民健康保険、老人保健ということで、いろいろ数字を私なりに分析したわけです。

御承知のように、少子・高齢化ということで、国の方針が、老人保健については75歳ということで5年間延長されて、その間、5年間の方は国民健康保険ということで、ちょうど私も70を超えましたので、本来なら老人保健に加入されていくべきですが、先ほども申し上げたように国の方針で75歳ということでございます。

そのときに、70歳から74歳の方がどういう待遇をされるかと。私たちがちょうど71ということで、高齢医療控除ということで1割負担でございます。御承知のように、今社会全体でいろんな保険制度がありまして、若い人たちが2割あるいは3割負担しているということで、私たちは非常に恩恵を受けておるわけなんです、これが国民健康保険に重くのしかかってくるわけでございます。その辺で国保税という問題について、今後、先ほど申し上げましたように、合併協議会の申し合わせ等々もございまして、いろんなことがございますが、これから瑞穂市として、この国民健康保険というものをどう対処されていくかということでお尋ねをしておきたいと思えます。

なぜそういう問題を私は御提起するかということは、最近いろんな資料というか、選挙絡みなのかもわかりませんが、そういういろんな資料が巢南町で全戸に配られておるわけなので、例えば政令都市、あるいは中核都市、それから岐阜県の岐阜市、大垣市、各務原市、羽島市と、私なりにいろいろ調べてまいりました。決して瑞穂市だけが安いとか高いとかということも、特にウエートに置いているのは私は資産割という問題を置いているわけなんです。

この資産割については、この2月1日に合併しました本巣市というのは、ゼロという資料が各戸に流れたことは事実だと。この資産割がゼロという根拠がどこにあるかということは、皆さん御承知のように今から55年前の農地解放という大きな問題からスタートしているわけです。その時点、戦前は地主・小作ということで長い歴史が流れてきたわけです。その後、日本が敗戦になり、資産平等という原則で、農地解放ということになった。

その中で、私はそれから逆算しますとまだまだ子供でございましたので、各いろんなデータを調べますと、町村間、まあそのときは鷺田村でございました。そのときに、農地、田畑はすべて解放するというので、要するに村以外の方が土地を持っている場合は不在地主ということで、強制的に小作者に解放したと。そのときの参考になるかわかりませんが、大体単価が1反600円から850円で解放されておる。そのときに、免税というか、対象外が宅地と山林でございます。根尾なんかは、正直申し上げて、いろいろ根尾の方にもお尋ねし、それから本巣市にもお尋ねしました。根尾と今の本巣市の旧外山村というのは、ほとんどが山林でございます。

今申し上げたように、その時点の農地解放の対象外であったということでございます。そういう経過から見ましてですね、ちょうどまだその時点は戦後で、家族制度という法律で制定されておったと。それで、すべて長男が解放を受けたものについてね、親が将来、家族制度ということは、昔の言葉で申し上げますと長男は縁の下のクモの巣までが長男の権利でございました。そういうことでほとんど長男に親が将来を展望してつけてあげた、そういう措置がされておる。その後、民法が改正され、家族制度が廃止されておるわけなんです。

そういうことで、ちょうどその該当される方が私たちから上の方でございまして、そうすると、いろいろ法律が戦後55年間の間に次から次へ変わって、新しく相続税法が取り入れられ、最近民法が改正されて平等の精神ということで、不幸にしてお亡くなりになった場合は相続税、あるいは親族の権利がありまして、今までいただいていた資産割というのは残念ながらゼロになる。

不幸にして、例を挙げますと、御主人が亡くなって配偶者がなれば、その配偶者という奥さんは今度子供の扶養家族になって、国民健康保険から除外されるということは、資産割が全くゼロということになっていくと思います。

その辺を、私は正直申し上げて、瑞穂市の国民健康保険というものが、今の4方式割合の保険税の方法で果たしていいのかということに非常に疑問を持っておる。だから、いずれにしても、この瑞穂市の国民健康保険というものは大きくメスを入れるべきであろうと。ということは、今申し上げたように、5年先にはほとんどこの4方式の資産割というのはゼロになるという見方をしても決して過言ではないと、こんなふうに思っておるわけです。

そんなことで、今からじゃなくて、せつかく新しい瑞穂市が誕生して、こういうもとにも思い切ってメスを入れるというか検討して、今言ったように、国民の、特に最近の言葉では三位一体ということで、非常にきれいな言葉なんですけど、いずれにしても国は、地方自治体は自分たちでやっていけと。私はそういうふうに理解している。先ほど松野議員が言われたように、合併についても非常に最初は国もあめ玉をどンドンねぶらして、最近、本音が出ているということ。

例えば、もう少し小さくいえば、岐阜県下でも、正直申し上げてこの間までは合併を一生懸命にやっていたのが、最近財政の関係かはわかりませんが、なかなか県も合併について、どうも腰を引いているように私は実は見受けしているわけです。

そんなことで、今申し上げたように国保税と老人保健という関連からいろいろ分析し、先ほど申し上げたように、合併協議会の協議事項の内容も尊重しながら、そういう問題に一つずつメスを入れていかざるを得ないではないかなと、こんなふうに私は思っています。

特に私どもはもとす広域連合の議員もやらせていただきまして、今、監査も私も拝命をさせていただいているんですが、なかなか正直申し上げて、もとす広域連合も老人の福祉の問題等

々がございまして、毎年大変な予算の金額が大きくなっていくということについても、正直申し上げてだんだん高齢者に対してそういうものが、本当にもう少し辛抱していただく時代ではないかなと、こんなふうに私は思っています。

特に私は、もとす広域連合の中でも休憩の時間に申し上げているのは、ちょうど今から5年前に女房が脳梗塞になりまして、ちょうど今5年目で、私も面倒を見ておるわけなんです、最近、新聞紙上で長嶋監督の話が出ているわけなんです、私としては女房をずっと面倒を見て、今、週に2回、リハビリにお世話になったり、それから穂積整形にいろいろお世話になって、時々大垣の市民病院に検査にも連れていったりで、そういうことで、大変皆さんのお力添えをちょうだいして今現在おるわけなんです、残念なことに一回脳梗塞をしておりますので、正直申し上げて右半身だめで、はしも持てないし、字を書くこともできません。

ということで、実際私もそういう女房を毎日見ているわけなんです、この人たちの心境というのは私も初めてそういう経験をしていたわけなんです。

金銭の問題、リハビリの問題、そんなものじゃございません。それはどういうことかという、精神的な動揺というか、肉体的じゃなくて精神。例えば具体的に申し上げますと、私の家内の隣同士の友達で元気な方が旅行に行ったり、それから隣同士の奥さん同士が喫茶店にお茶飲みに行ったり、まあそういう機会が多いわけなんです、残念なことに私のとこの女房はそういうことはできませんので、この辺の田舎の言葉で申し上げますと、非常に世の中に対してひがみを持ってきているわけです。だから、そういうこともいろいろ体験しまして、やっぱりお互いに、先ほど申し上げた原点の国民健康保険の方も、どの方も勤めを終えられて退職されれば、瑞穂市国民健康保険に加入されていくわけなんです。お互いに、はっきり申し上げて互助精神ということだろうと思いますが、ぜひひとつその辺に、市長あるいは民生部長がどういうふうに取り組んでいかれるのか。先ほど申し上げたように、国も県なりも当てにはあまりならんから、瑞穂市としてしっかり基礎を今から検討していただけたらありがたいかなと、こんなふうに思っていますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

議長（吉本幸一君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 辻議員さんの、国保の課税方式で現在4方式を採用しているが、資産割について考える時期に来ているのではないかという質問に対して答弁をさせていただきます。

瑞穂市も都市化の傾向が強くなってきておりまして、固定資産を持たない市民の方々が多く見えます。一方、瑞穂市となり、一戸建てに居を構える方々も多く見受けられます。国保税の4方式につきましては、ベストミックスによって決定されることが国保財政の基盤を安定させることであるので、市内の状況をよく見て分析しながら、資産割、所得割、均等割、平等

割の案分を見詰めてきたいと考えております。

議員も御承知のように、保険税の賦課総額は、一般被保険者の療養給付費のうち被保険者が負担すべき部分の100分の65と、老人保健拠出金の納付に要する費用から国庫負担金を控除した額との合計額を標準としております。その徴収方法といたしまして、本市が採用しております所得割、資産割、均等割、平等割によって案分する4方式、それから所得割、均等割、平等割によって案分する3方式、所得割、均等割によって案分する2方式がございます。

全国的に見ましても、また県内を見ましても、まだ4方式を採用している市町村が圧倒的でございます。大都市につきましては、議員御指摘のように、2方式を採用している市も多いようですが、いずれの方式を採用するにしましても、負担については負担能力と負担の公平性が重要ではないかと考えております。被保険者の皆さんの状況をよく分析しながら今後検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いしまして、答弁とかえさせていただきます。

議長（吉本幸一君） よろしいか。

20番（辻 文雄君） 市長にお願いできたら、お尋ねしておきます。

議長（吉本幸一君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 国保の問題というのは非常に難しい問題でございまして、国保の保険料がちょっと高過ぎるじゃないかとか、いろんな御指摘もございます。

ただ一つ申し上げますことは、国保会計というのは、それに入っている人たちが運営していくんだという基本、それは絶対に崩せないというふうに思っております。

瑞穂市の場合でも、人口が約4万8,000でございますけれども、国保に加入しておられる方は約1万ということでございまして、残りの3万8,000の方はという問題が出てくるわけですね、公金を投入しますと。そうしますと、入っている仲間の人たち同士でお互いに支え合っていただくということになるかと思えます。

その場合に、どんな形で保険料を御負担いただくかということが今の議論のポイントになるかと思えますけれども、これは世の中の順番が変化していくに従って、あるいは会員のメンバーの構成の主体によって、負担のシステムというものは絶えず見直していかなければいけないのではないだろうかと思っております。

合併して瑞穂市になりましたんですけれども、旧の穂積町、巢南町の国保会計の御負担の状況を見ておりましたも、スタートのころは、資産割のウエートというのは非常に高くなっておりました。それが徐々に結局下がってきております。それが今、辻議員の御指摘のような大きな社会変化が現実問題として出てきておるといふふうに考えております。ですから、これからも今の御指摘のような一つの変化の流れの中で見ていきますと、資産割のウエートというものが徐々に下げていかざるを得ないのではないだろうか、こんな感触も持っております。

それともう一つは、負担能力という問題になりますと、国保会計の一つの問題点といたしま

しては、この所得割を計算いたしますときに、前年度所得をベースにやっているんですね。だから、極端なことを申し上げますと、退職された方は前年度所得で計算されましても、退職されたら所得ないと。ところが、保険料は前年度の所得で計算されているというようなことで、非常に重い感じをその時点ではお持ちになるはずでございます、その辺なんかやはり制度的に、同じ所得割をやるにしましてもどの数字を使うかというようなことも非常に一つの重要な要素じゃないんだろうかなと、こんなことも感じております。

そういう意味で私としましては、今、市民部長が答弁させていただきましたように、現在取り込まれております4つの方式、要するに所得割、資産割、それから応益割ということで、均等割となっておりますけれども、そのあたりの四つの方式の全体のいただく保険料の中で、どんなバランス、ウエートをとっていくのが瑞穂市として適切であるかということは、絶えず注意を払っていきたいと、このように考えております。

それと、国保のお話でございますのでちょっと付言させていただきますと、今、国保会計を非常に厳しくしております要素が二つあるわけでございます。それはどういうことかといいますと、国保会計から老健への拠出金、それからもう一つは介護保険制度への拠出金、これが国保会計の中で非常に大きなウエートを占めております。両方を足しますと、私、正確な数字をちょっと手もとに持っていませんが、16年度で見ました場合に、国保の予算が大体約30億だったと思いますけれども、そのうちで10億くらいがその拠出金というようなことになってるわけですね。

実際に、だから保険料を払っておられる方々が自分たちの医者代だけに使っているお金がというのは、極端なことを申し上げますと約3分の2ぐらいで、3分の1ぐらいはそういう拠出金になっちゃっているという、このあたりにも制度的に非常に大きな負担がかかっている要素になっておるわけです。

ただ、申し上げられますことは、これは国保会計だけじゃなしに、社会保険の方も全部同じような状態ですので、これは要するにこの健康管理の保険制度全体の組み立てを見直していくというか、考えていく必要が、大きな面ではあるのではないかと思います。

ただ、私どものこの一瑞穂市として考えてみました場合には、現行のシステムの中で何が一番最善かということを選択せざるを得ないのではないかと、このように考えております。

議長（吉本幸一君） ここで、議事の都合により暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時01分

議長（吉本幸一君） ただいまの出席議員数は30名です。休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 新井正信君の発言を許します。

2番（新井正信君） 2番 新井正信です。農業協力員制度について質問をします。

農業協力員制度についての説明は後ほどさせていただきますけれど、農業委員会から市長に対して、農業協力員の設置について建議されました。今回、4月に農業委員の選挙が行われ、20名になります。地域によっては農業委員が空白のところができ、農業振興及び農地を守ることができないところができます。そこで、農業委員を補助する方という意味で、各集落に農業協力員の設置をしてほしいということで御質問を申し上げます。

またあわせて、最近、農地にごみ、産業廃棄物等が不法投棄されまして、あわせて犬のふん等、大変農家の方が迷惑しています。そうしたいろんな問題に対しても、環境監視員というような委託もお願いできないかと、あわせてお願いをしたいと思います。地域の農家の農地を守るということで、そうした違法行為、またごみ、いろんな苦情が基本的には農地において行われているということですので、農家の方というのは家でお仕事をされていまして、いろいろお気づきの点があるかと思いますので、そういう面を行政に連絡できるような体制もあわせて、協力員と環境監視員という仮の名称ですけど、そういうものの設置もあわせてお願いをしたい。

それと、光ファイバーの設置ということなんですけれど、合併後10ヵ月が過ぎまして、16年度の予算審議がなされる中で、先ほどから市長の答弁にありますように堅実な財政の中で、自分の足元を十分見て予算を立てたということで、最もわかりやすく123億4,500万ということで、1、2、3、4、5と一般会計の数字がなっております。その中で、情報公開及び伝達という問題がこれから市民のサービスの中で出てくると思います。その中で予算のいろんな形で計上している部分もあるわけなんですけれど、これからはデジタル放送やインターネットの時代になってきますし、瑞穂市は非常に若い人が多いです。そういう面で、5年、10年、もっと早くてもいいと思うんですけれども、光ファイバー網の設置をお願いをしたい。またあわせて、そういう考えはあるのかというようなこともお答え願いたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

議長（吉本幸一君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 新井議員の御質問のうち、農業協力員の問題について、私から答弁させていただきます。光ファイバーの件につきましては、いろいろと調査をしております担当のところから御答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

農業委員会の委員の皆様には、瑞穂市の農政、農業をどう考えていくかということで非常に真摯な議論をしていただいております。将来展望について、御指摘のように御提言をちょうだいしております。その御提言の中で、二つポイントがあるかと思っております。要するに区域が全体に広がっていく中で、限られた農業委員のメンバーだけで瑞穂市の全体の農地を、いろんな形で、管理と言うとちょっと語弊がありますが、要するに見ていくということは非常に難しい。そういう意味で、市内の農地をしっかりと、それなりに農地が整備され、ま

た生産活動がされていくように体制を見ていくためには、農業委員会をサポートするシステムが必要ではないかということでの御提言が農業協力員制度でございます。

それともう一つは、瑞穂市の中での農業というものをより活発に充実させ、一つのまちとして誇れる産業としていくために、農業関係団体というものが今個々に動いておりますけれども、これを一つに組織化して一つの力にしていくのがいいんじゃないかという2点の御提言をちょうだいしております。

その中で、今御指摘の問題は、農業委員会の持つております機能というものを充実していくために、この制度という御指摘でございます。私どもといたしましては、この御提言はごもっともだと思っておりますというよりも、非常に農業委員会の機能を十分に果たせさせていくためには必要だというふうに考えております。ただ、人員の配置の問題だとか、どのような役割分担をお願いしていくかというような問題が、まだ詳しい点において未整備でございますので、そのあたりはむしろ私どもとしては、新しく農業委員の方々が、5月から新しいメンバーででき上がりますので、その方々といろいろと御協議を申し上げて、早急にこの制度というものは動けるようにしていきたいと、このように考えております。

それからもう1点、農地の保全の問題で御指摘の、農地への結局ごみの不法投棄でございますね。これは、こういうところでお話ししてはちょっと不適切かと思えますけど、笑い話で申し上げますと、犬を散歩させているときに、犬のふんの始末をすることで袋を持って歩いておられる。そして、犬が要するにふんをしたときに、それを袋にきちっと拾っていただいている。そこまではいいんです。その今度拾った袋をぽいっと田んぼの中にほかって、さっさとお帰りになるというようなことがあって、裸のふんなら始末ができるけど、ビニールの袋へ入っているふんだからとてもかなわないという話を聞いたこともありますけれど、現実の問題として、また田んぼのあぜを刈るときに、要するに草刈り機にふんがひっかかって、だからゴーグルをかけないと草刈りはやれないぞなんていうような話も聞いております。実際に農地の保全ということでは、いろんな課題があるということ、私どもなりに承知しております。

これはモラルの問題でございまして、監視員を配置したからといってなかなか解決しにくい問題です。みんなで結局努力していかなければいけないのかな。もちろんみんなということですから、当然市民全部にも言えますし、また中心的な形で御活躍いただいております改良組合長さん、あるいは区長さん、自治会長さんなんかのお力添えというものもいただかなければならないと、このように思います。

私どもとしましては、逆にいろんな御提言をちょうだいしながら、その御提言に対して、いろんな議論をするよりもまずやることだということで、積極的に要するに、そのいろんな御提案に対しては取り組んでみていきたいと、こんなふうに思います。

ですから、今の監視員制度でも、新しく議員さんを御委嘱するということは、これまた組織

化するということではなかなか大変なのでございますけれども、例えば改良組合長さんが自分の田んぼを見回りしたりなんかするときに、一つのそういう形のものでもあるんだよということで、要するに服装ですね、ジャンパーとか何かそういうものを着て、自分の田んぼを見に行くときも、そういうものを着て回っていただくとか、そういうような形で、お互いに意識を高揚していくというようなことも考えてみていんじゃないだろうか、こんなふうに思います。

こんなのはモラルの問題でございますので、一発でこれで効果があったというものは、はっきり申し上げてないと思います。ですから、いろんなアイデア、そういうものの提言を実行していく積み重ねの中で、いい環境を生み出していくための努力が必要だと思えます。

そういう意味で、今の御提言も、私たちはそういう形で、チェックしているんだよという目に見える形というものもいいんじゃないかなということ、お話を承りながら感じました。いろんな点で、またひとつ御提言がちょうだいできれば非常にありがたい、このように思っております。

議長（吉本幸一君） 次に、青木市長公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 私の方から、光ファイバーについて御答弁を申し上げたいと思います。

新井議員御指摘のとおりです。光ファイバーを初めとします高速通信回線の整備につきましては、官民を問わず、現代社会の主流となっているところでございます。

さて、高速通信回線の整備につきましては、行政が回線の設置に動くなどの市町村がありますが、当市のスタンスとしましては、高速通信回線の整備の主体はあくまでも民間事業者であり、その民間事業者が参入しやすい都市基盤整備をするのが市としての本来の姿であると考えているところでございます。

現状につきましては、N T Tの電話回線につきましては、旧穂積町地域では光ファイバー、いわゆるBフレッツが順次整備されつつあり、旧の巢南町地区ではA D S Lが整備されつつあるところでございます。しかしながら、市としましては、こうした民間事業者の動向を座視することなく、通信手段の日進月歩はすさまじい中、全市光ファイバー網によります有線方式がいいのか、また無線による通信網がいいのか、またほかの手段がないのか、いわゆる20年、30年先を見越した通信手段はいかにあるべきなのかというのを、来年度、平成16年度に向けまして、市内の地域情報化につきまして、方針を探るべき調査・研究を行うつもりでございます。平成16年度の予算にも、そのように上げてございます。

〔2番議員挙手〕

議長（吉本幸一君） はい、新井正信君。

2番（新井正信君） 市長から協力員については大変いい御意見をいただいたんですけど、ごみの問題については、確かに犬の問題についてはモラルの問題が、市民の皆さんというのは

たくさんあると思うんです。ただ、それ以外に故意に、例えばどなたかの業者さんがコンクリートとか廃材を無許可で捨てたりするというような事例もありますし、私のところで最近出てきた問題では、生コンクリートの残りを道路の肩のところへ洗って、何回も捨てているというような事例もありますし、これは市民というより、会社、業者のいろんな姿勢があるわけですが、その協力員というか、農家の人ですので、田んぼだとか、基本的には農地をいろいろお持ちですので、周辺へ行かれるわけですので、非常に気がつきやすい。やはり行政の人間だけでは、通報があったときにはもう何日も不法投棄されてなっているよというような話もありますので、そういう面であわせて一緒に、そういうようなことが連絡員というんですか、監視員という言い方は強いかもしれませんが、そういうものが捨てられて、どこかにダンプがあけていったよというような情報をいただけるような制度も、農家の農地に捨てられるんですから、あわせてそういうのもお願いをしたいというのが、ごみの問題に一つはあるわけですし、また市長の言われた市民レベルのお互いのペットを飼っている人たちのモラルの問題というのは、なかなかこれはいろんな啓蒙をしていかないと、今すぐ直る問題じゃないと思いますけど、地域の人たちがお互いに、各自治会でもそういうことをしないようにとか、いろいろパンフレットなり、いろんな形で市もサポートしてやっていただきたいと思います。

その点と、光ファイバーの設置について、民間レベルでなるべくならやっていきたいということと、当然これから情報ということで、14年度は瑞穂市の本庁舎、巢南庁舎ということで、パソコンの導入及びLANの構築ということで、いろんな形で行政の中についてはどんどんデジタル化ということで結んでいるわけですが、今後そういう時代が来ると思います。青木室長が言われたように、無線なのか光ファイバーなのか、いろんな問題がこれからありますし、私、20年、30年先じゃなしに、5年、10年だと思うわけなんですけど、そんなに20年、30年先はもっと変わったことが起きてくるような時代だと思うんです。そういう面で、先ほど議会でも質問がありましたように、せっかく近くに朝日大学といういい大学があるわけです。そういった大学の中で、これからそういう情報の問題をどうとらえているか。我々行政だけじゃなしに、大学及びそれなりの情報のプロ、民間レベル、若い人たちの意見、いろんなものを聞きながら、16年度のうちにどういう方向で持っていくかということだけはきちっと審議してほしいと思います。

20年、30年先というのは、私もひょっとしていないかもわかりませんが、そんなことを言っていたら、今のこの時代に乗れおくれると思いますので、早急にそういうことだけは、特に瑞穂市の子供さんとかお年寄りの意見というのはたくさん出ているわけですが、今の青少年、いわゆる中学生から若者に対しては、携帯電話があるように、パソコンがあるように、一つの伝達手段、いわゆる会社に入ってもそういう時代になってきましたので、できるだけ市民と行政がいかに相互に今後そういうものがやりとりできるような形をとれる条件整備と

ということでは、16年度中に条件整備をしていただきたいし、その後については何らかの方策を練っていただきたいと思います。以上です。

議長（吉本幸一君） 答弁要りますか。

2番（新井正信君） 要りません。

議長（吉本幸一君） 次に、30番 進藤末次君の発言を許します。

30番（進藤末次君） 30番 進藤です。議長から発言のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問を行います。

執行部には、一応全文筆記の形で質問書を提出しておりますが、その前段に少し話をしたいと思います。

今も新井議員がちょっと発言の中にありましたけれども、1年、2年、10年、20年というのは本当にあっという間に過ぎます。この穂積町が今瑞穂市になりましたが、これからの政治、地域の変わり方というのは、本当に速い速度で来ると思います。あの大きな日本が巻き込まれたというか、指導の中に入っていたんですが、あの戦争に負けてから既に正式に言うと59年、60年が過ぎるわけです。この戦争の被害の実態、それがどのような形で立ち直って今日にきたのか、それを体験している人がどんどん少なくなって、私もその一人ですが、あの戦争の実態を思い起こしてみても、今のこの世の中になったことをきちっと整理してつかんで、その上でこれからの政治をどうするのか、そういうふうにはやっていたらいけないのではないかと思います。

私は、終戦のときにはまだ、今の小学生、当時は国民学校といましたけれども、その高等科1年生、2年生でした。学徒動員にも行きました。そして空襲にも遭い、大きな被害を受けた実態。終戦直後にこの東海地方へ来て国鉄へ就職するわけですが、大垣の駅で試験を受けたときには、大垣は焼け野原、岐阜も焼け野原、名古屋ももちろん、この穂積でも戦争の被害があったと聞いております。そういう荒廃した日本の、東海地方の、この瑞穂市の実態の中で、今日に至る60年の間にこれだけ発展したというのは、やはり行政の指導、そしてそれに協力した住民、そういう力があつたからこそ今日になっているんだと思います。この反省を踏まえた上で、私は一般質問を進めていきたいと思います。

市長は今回の定例議会の所信表明で、国の三位一体の方針で、平成16年度の国からの交付金や補助金で5億3,800万円の減であるとの説明をされました。先ほども国保税の問題で辻議員からの話、そういうものに対する説明の中でも触れられて、厳しい実態の報告がありました。しかし、このような厳しい財政の中でも、福祉関係には1億2,500万円の増を予算化したとも説明されました。そして、瑞穂市の置かれているこの実態を見て、必要な残すべきカード、捨てるべきカードが見られると、平成16年度一般会計予算案の編成の中で市長として感じられたことを手短かに話されました。そして、このような予算の中でも、市の仕事の内容は住民が主体

であって行政が中心ではないとの基本的な考えも明らかにされていました。この市長の所信表明に、私も同感です。

その視点で、私は市長に、瑞穂市の発展のためには、どのような市の行政にすべきと考えておられるかについてお尋ねしたいと思います。

私は、今回の一般質問も、私の体験を明らかにして、具体的内容で質問をいたします。答弁は市長にお願いします。再質問はいたしませんので、市長としての考えを明らかにしていただきたいと思います。

私は先ほども申しましたように、現在のJR、国鉄に36年間働いてきました。また、戦時中には1年余り、小学校の高等科1年生の途中から敗戦後の10月まで、米原機関区で学徒動員で働きました。この経験から60年余りたっているわけではありますが、この中の40年近い国鉄での就労で学んだことがあります。それは、国鉄には二つの規定があるのです。規定というのは、仕事をするのにこういうふうにとるかという決めですね。その規定とは規則を決めたもので、規定のテイは「定」と「程」の字が使われているという二つのキテイがあります。

私は、国鉄の学校で、国鉄にはなぜ「規定」と「規程」があるのかを教えられました。「規定」は、国鉄の内容で説明しますと、レールの幅とか運賃の計算の規則等が「規定」であって、「規程」は、学生の割引運賃とか身体障害者の割引とか、働く人たちが職場へ行かれる通勤定期の割引とか、いろいろな条件で運賃等も変えられるのが「規程」で定められているのであります。つまり、すべてを物差しではかるのではなく、基点を逸脱するのではなくて、基点を基準に、どれくらい幅を持たせるかが「規程」であるということであります。

国の定め規定の根本は憲法です。この憲法を中心に多くの法律が定められていますが、これらは国鉄でいえば「規定」であると思います。それでは「規程」はどこにあるのかです。国の法律では租税特別措置法等がこれに該当するのではないかと私は思います。しかし、私たちの身近で、瑞穂市をも含めて地方自治体の条例は、この「規程」に当てはまるのではないかと私は思うのです。

現在の瑞穂市の条例を見ても、どの条例も最終の条文の中に、「この条例に定めのないものは、市長がこれを決める」と、市長裁断の一条が入ってます。すなわち、国の定め法律に基づいて、末端自治体では自治体なりに「規程」がつくられ、処理する権限を与られていると私は思うのです。議会側も、センターより1センチ出ている等の追及より、なぜ踏み出したのかを明らかにしながら、是非を決める努力をすることが大切ではないかと思えます。

瑞穂市を含めて末端の自治体は、国の法律を守りながらも、どこまで許容するかと、それなりに苦労しながらも、主体となる住民の生活と権利を守りながらも一生懸命に頑張り努力してきたと思えますし、市長、その当時は町長というかもしれませんが、市長、町長等、首長は必死の思いで努力されたんだと思えます。

特に戦後の自治体は大変であったと思います。穂積町一つをとってみても、敗戦から今日まで、大雨が降れば水害に見舞われる、国からの資金も十分でない等から自前で資金をつくらなければと、旧穂積町では災害復旧のための競馬場の開催をして資金づくりをするとともに、町の財政基盤を確保する中で、企業誘致をしたり住宅団地をつくる等、財政の確保に努力され、現在の瑞穂市の土台ともいべき穂積町をつくり上げたのでありました。また、この競馬場資金も、競馬場の先行きを見て早くに手を切ることができたのは大変よかったと思っています。

これらの先見的な事業を取り入れ実施した手腕や、全町が協力しての穂積町の発展は、これからの瑞穂市の発展に大きく寄与するものと思います。大切なことは、行政、特にそのトップが方針を打ち出しても、議会側が是か非かでの議論より、反町長、反市長だけの議論となった場合には、主人公の市民からそっぽを向かれるのではないかと私は思うのです。自治体の主人公は、市長も言われるように市民です。市の発展は、市民にも大きな影響を与えます。

そこで市長に質問をいたします。時間の制約もありますので、簡潔に質問をいたします。

平成16年度の一般会計予算を見ますと、学校等の耐震調査や工事等の予算が組まれており、また旧穂積町との差をなくする努力の予算も計上されています。これらは大切な事業であり、大賛成です。しかし、当面する問題で、治水に関係する犀川第一排水機の移転で暗雲がかかっていると聞きましたが、どのような暗雲でしょうか。これは治水の大切な仕事です。

2点目は、道路整備の問題で、駅前再開発と西堀鉄工から駅までの見通しです。

3点目は教育問題で、学童保育的な取り組みができないものかどうか。

4点目は、廃棄物処理の問題です。廃棄物処理では、三重県のR D F爆発事故等で難しいことはよくわかりませんが、勉強会のときの説明では、対前年度2億円余りの予算がふえていることも明らかにされています。

このように、これらはいずれも重要な問題です。また、すぐにできる問題ではありません。これらは市の行政にとっても大切な仕事であるばかりではなく、市民にも直接影響するものばかりであります。行政で方向づけができた時点で市民にも明らかにし、目標についても明らかにすれば、市民も納得し、その成り行きを注視すると思いますし、協力もされると思います。議会でも審議が進むと思います。

市で行う事業は、すべて裏で取引されているかのような話が出ると、主人である住民の人たちは混乱させるだけであると思います。市民にも明らかにすることによって、ためにする反対や、ためにする賛成もなくなると私は思うのです。

いま一つ、穂積駅は限度に来ています。駅付近の駐車場は満杯です。東海道線を最大限利用できる瑞穂市にしなければなりません。合併して発展する瑞穂市になった、みんなで合併してよかったと他の自治体に自慢のできる市にすべきだと思います。

先ほど武則議員からもそういう意味の発言がありました。

私はこの問題の中で、去る12月の一般質問でも触れましたが、樽見鉄道を穂積へもってきてどうかということの中で、できればこの穂積駅だけではなく、もう一駅瑞穂市内に駅をつくる方向をとってはどうかということで、これは私の意見ですが、牛牧団地のあそこへ十九条から引いて、あそこに一駅つくることによってこの問題は解決するのではないかと思います。たまたまそこに隣接した土地があるのが、やはり小学校の用に関係する土地がありますけれども、この土地を使うことによって瑞穂市が発展することになれば、これはだれもが認め合えるものになるのではないかと、これは私の個人的な意見ですが、持っています。市長は、こういう問題についてどのように考えておられるのか、ぜひ御回答いただきたいと思います。

いろいろ質問はしたいのですが、私の議員としての最後の一般質問であります。質問はこれで終わります。重複しますが、再質問はいたしませんので、市長の考えはわかりやすく、時間をいっぱい使って結構ですので、御答弁くださるようお願いをして終わります。

議長（吉本幸一君） はい、松野市長。

市長（松野幸信君） 進藤議員の御質問にお答えさせていただきます。時間をいっぱい使ってというお話ですけれども、限られた時間でございますので、できるだけ簡潔に答弁させていただきます。

まず第1番に、どのようなまちづくり、ビジョンを持って考え、進めておるのかという御指摘でございますけれども、私としましては、瑞穂市に住むことによって住民の皆さんが生活の豊かさを感じることができるまちにしたいということでございます。生活の豊かさということになると、どういう課題があるかということになりますが、まずいろんな面での基盤の整備ということがまず一つ出てくるかと思えます。要するに、安全ということが一つ大きなテーマになると思えますし、もう一つ、便利さということも一つの大きな課題になるだろうと、こんなふうに思えます。

安全ということでは、後でまた答弁させていただきますけれども、瑞穂市の場合ですと治水という問題は非常に大きな問題じゃないかと思えます。また、日常生活の中での安全ということで、先ほどもいろいろと御質問の中にございました、学校の安全性とか、いろんなことがございました。そういうことの対策も必要だと。

便利さということになれば、瑞穂市がこのJRを持っております関係で、非常にこの地域でも屈指の便利な環境の中におるだろうと、このように考えておりますが、やはりもう少し利用効率をよくするというのも必要だろうと思えますし、国道の整備とか、そういうものもまだまだ、渋滞なんかの対応策という問題で不十分な点もあるかと思えますが、そのあたりを充実させていく必要があると思えます。

それからもう一つ、今度はそれぞれの生活されるための一番大事なものとして、経済の支えというものが一つの大きな課題になるかと思えます。従来地域が発展していきます中では、

大きく工場誘致といいますか、企業誘致というものが非常に大きなテーマとして出てきておりましたけれども、瑞穂市の現況、置かれておる状況の中におきましては、大規模な企業誘致というものがもうできるだけ余地はほとんどないと認識をしております。ですから、日常生活の中での経済活動が活発にできるような条件というものを整えていく。また、この地域に住んでいる方々の働く場所への結局便利さ、身近さというものをつくっていくということが大事じゃないだろうか、こんなふうに思います。

それから3点目には、豊かさの中でも一番大切だと思います心の豊かさでございます。そういう意味では、私は大事にしていかなければならないテーマとしては、教育の問題と地域コミュニティ、日常の人と人のかかわりというものがいい関係でできていくように醸成していくことが大事かなと、こんなふうに考えております。

個々の細かい点まで話をしておりますと際限ございませんので、その基本的な考え方で組み立てていこうと、こんなふうに思っております。

市民が主役ということで申し上げましたけれども、私はこれが一番大事だと思っております。これはヒルティの「幸福論」にあったせりふだったかと思っておりますけど、「その土地の価値は、その土地に住む人々によって決まる」ということを言っております。どんな人が住んでいるかということによって、その土地の価値が決まるということ言っております。その中の話のやりとりで非常におもしろいことがあります、非常に景色もいい、自然環境に恵まれてすばらしい土地。その土地に住まないかと友達に会話をして。そうしたら、あの土地に住むのは嫌だと友達が言う。なぜかと聞いたら、あの土地の人間は生皮で、何もかも人に押しつけ、サボって何もしない。だからそんな土地には住むのは嫌だということを言っていると。その会話が入っておりますけれども、やはり私はその土地の価値というのは、その土地にどんな人たちが住んでいるかということが物すごく大切だと思いますので、そんな環境を構築していくと、そういうコミュニティをつくり上げていきたいと考えております。

さて、御指摘の4点ばかりの項目についてお話をさせていただきます。

まず安全の面で今進めております、犀川の第一排水機場の移転改築の問題でございます。これについては鋭意努力しております。国土交通省も積極的にやりたいということで、いろいろと考えておってくれます。ただ残念ながら現段階におきましては、これに関連をしております地元町内の皆様方との間で、この移設についての条件的な問題での折り合い、妥協がついておりません。そういうことで今の御指摘になったかと思っておりますけれども、私といたしましては、その地域の皆さんが御納得いただきましても、瑞穂市全域の皆様方が御納得のいかないような条件では話をつけることができないというふうに判断をしております。ですから、またそのときの状況によっては、こんな条件を言っておられるんですけれども、どうしようかということをお申し上げることあるかと思っておりますけれども、そのときには冷静な御判断をちょうだい

したいと、このように考えております。

それから、今度は駅前再開発の問題での御指摘でございますが、端的なことを申し上げまして、西堀鉄工へ抜けていく道をつくることは不可能だと思っております。もちろん技術的にはできますけれども、財政的な負担、それに見合う経済効果というものをにらんだ場合に、それは無理だというふうに判断をしております。ですから、今考えておりますのは、今の駅北につきましては要するに東へ抜いてしまって、要するに堤防から入ってくる進入路、便利さを図りたいということが一つのポイントで、これは16年度の計画の中で一部整備を考えております。

それからもう一つは、駅への来られる、利用される方々への便利さというものを考えなきゃいけないと思います。送迎なんかをされる車は全く寄りつけないとか、いろいろなお話も聞いております。そういう意味で、駅の機能アップということも必要ではないだろうか、そんなふうに思っております。

また、駅のバリアフリー化の問題というものもいろいろと議論をされてきておりますけれども、現実の問題として私どもとしては、今度の予算にも計上させていただいておりますが、駅のエレベーターをつけたいということでやっております。だけど、現実の問題としては、これを1基エレベーターをつけるだけで約2億7,000万ぐらいお金がかかります。その分担につきまして、要するにどこがどれだけ持つのかということで、実はまだ未調整でございます。若干問題が残っております。端的なことを申し上げまして、どんだけかかっても全部瑞穂市が持つよといえば話は簡単でございますけれども、やはりこれも費用対効果といいますが、それもただ福祉、便利さだけじゃなしに、その効果に対しての限度というものもある程度まで考えながら検討していかなければいけない、このように考えておりますので、このあたりはまだ一つ課題が残っておるということで御理解をいただきたいと、このように考えます。

それから学童保育の問題でございますけれども、働く親御さんの立場からいえば、これについての整備というものに対しての御要望がそれなりにあるということは理解をしております。しかし、学童保育についても基本的なスタンスとして申し上げたいことは、親のベースで物事を考えるということも必要でしょうけれども、一番の基本は子供の立場でこの問題をどういうふうにしていくのがいいのかということで考えるべきだと思っております。子供が本当にすくすくと成長していく一番基本は、親の特に母親の笑顔、抱擁、それから会話だと思えます。そういうものを全く失った形での学童保育というものについては、将来の子育てという面で見ただけの場合には、私自身としては若干問題がある。だから、それをどういうふうクリアしたシステムを構築するのがいいかが課題だろうと、このように考えております。

それからごみの問題の御指摘でございますけれども、実際、もうごみについては、非常にお金がかかるということもありますけれども、お金がかかる以上に、処理するところがない、方法で完全に壁にぶつかっているというのが現状でございます、お金の問題以前の大きなハ-

ドルがあるということが現状でございます。

そういう意味で、ごみのリサイクルということでいろいろと言われてはいますが、リサイクルのあり方そのものも考え直さなければいけないんじゃないかと、こんなふうに思っております。ごみのリサイクル等、いろんなことを考えますには、分ければ分けるほどいいかもしれませんが、それに対する住民負担、あるいはリサイクルをやることによってかえって金が高くかかるということもあります。だから、ごみの問題については、私は総合的なシステムの中でどういうふうに処理するのがいいのかということで考えていきたいと、このように考えております。

いずれにいたしましても、いいまちをつくり上げていくために抱えております課題は非常に多うございます。皆様方の適切な御指導をいただきながら頑張っていきたいと、このように考えます。

また、進藤議員、最後になりましたけれども、長い間御苦労さまでございました。

議長（吉本幸一君） ここで議事の都合により暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

議長（吉本幸一君） ただいまの出席議員数は30名です。休憩前に引き続き会議を開きます。

13番 加藤茂晃君の発言を許します。

13番（加藤茂晃君） 議席番号13番の加藤でございます。きょうは2点について御質問を申し上げます。よろしく御答弁をお願いいたします。

1点目ですが、もとす広域連合の問題であります。

かつての本巢郡は、去年5月1日に瑞穂市が、本年2月1日に本巢市がそれぞれ誕生することにより、本巢郡は北方町のみとなりました。この北方町も、岐阜市へ編入に向けて合併協議がなされており、やがてその去就が確定する段階に来ております。かつての本巢郡7ヵ町村は、介護保険、老人福祉施設、療育医療施設、衛生施設など対象に設立いたしましたもとす広域連合、その設立目的からいって、一つの節目の段階に来ているのではないのでしょうか。北方町の去就は別として、瑞穂市と本巢市の2市で、現在の事業を対象に、連合として継続していくのか、あるいは見直すのか、一つの節目に来ておると思います。市長の考えをお聞きしたいと思います。

現在の連合の事業の中で、瑞穂市独自で運営した方が効率的、あるいは市民の利用面、財政面、そして市の独自性を出す意味からいっても検討すべきものがあるのではないかと、そんなような気がしてなりません。連合の中の事業の一つの介護保険を取り上げてみたいと思います。

介護保険事業を連合で運営した場合、そして市で運営した場合、その相違点、保険料を負担する側、サービスを受ける側、そして財政上の問題点など、あらゆる視点からどのような試算

が出るのか、お示しをいただきたいと思います。

今、市民の中から、介護保険料が高い、何とかならないのか、あるいは要介護認定の問題、介護サービスの問題など、さまざまな要望や意見が出ております。今後、議論を深めていく課題であると存じます。さらに、もとす広域連合という名称も、実情に合わない段階に来ていると思います。このもとす広域連合の「もとす」というその名称を変更すべきではないかと思えます。市として、常設消防をどうするのかとの課題も抱えております。連合に対する市長の取り組み、今後の方針について答弁を求めるものであります。

2点目の質問は、旧巢南地区の小学校の校名についてであります。

私は、14年12月の巢南町議会において、合併を前に小学校の校名を旧校名、すなわち川崎、船木、鷺田にすべきとの観点から質問をいたしました。多くの方々から賛同と激励をいただき、感激したことを今でも忘れません。

瑞穂市が誕生して、やがて1年になろうとしています今日、改めて瑞穂市議会の一般質問でこの問題を取り上げさせていただきました。

巢南町議会での私の質問の要旨は、約1世紀前、平安期時代からの町の歴史と、成り立ちと、そして校名の由来を述べて訴えました。現在の西、中、南の校名にしたのは、昭和29年の川崎、船木、鷺田の3村の合併により、旧村意識をなくし、融和を図ろうとしての思いから現在の抽象的な名称を採用したと聞いております。その効果は確かにありました。しかし、瑞穂市となった今日、その役目は終わったと思います。地域にはそれぞれの歴史があり、伝統があり、文化があります。旧校名にすることにより、そこに学ぶ子供たちは、学校の校名からいろいろなことを学ぶことができ、その意味は非常に大きなものがあると思います。

当時、町長の答弁は、このような意見は町民からあるということは承知をしておると。しかし、学校関係で諮ったが、今のままでよいとの意見が多かった。合併にはもう時間がない。難しい状況にある。今後の検討課題としたいとの答弁がありました。合併をしてやがて1年になろうとしている現在、旧穂積、旧巢南の地区の小学校の校名について、私は違和感を感じるものであります。よろしく御理解をいただき、前向きな答弁を期待して、私の質問を終わります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（吉本幸一君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 加藤議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

まず、合併がこうして進んできた中で、連合という体制についてどう考えるかというお尋ねでございますが、私が思いますに、連合をなぜつくったかというところから考えればいいと思っています。連合は、私が思っておりますことは、それぞれの行政単位がやっておりますいろんな事務と申しますか、事業、それを進めていくときの最も効率のいい方法は何かということから、連合というシステムというものが考えられているというふうに思います。

効率ということを申し上げますと、ただ経済性だけを考えられるようですが、そうじゃなくて、どういう組織の方が住民に対してのサービス提供が最もうまくスムーズにいくかということが1点と、どういうやり方をすることが事務費用を最も節約することができるかという2点が効率性ということで、私は申し上げておるわけでございます。

そういう点から考えますと、現在、連合でやっております事務については、今までの経緯の中では、それなりに一緒にやっていく意味はあったと、こういうふうに思っております。ただ、今御指摘のとおり合併が進んでまいりまして、行政の形が大分変わってきております。また、同時に世の中も変わってきてつつあります。ですから、現在やっております連合の事務はそのままやっていくのがいいのか、見直した方がいいのかということは、一つずつの事務で検討していかねばいけないうらうと、このように思います。

例えば、休日診療所が現在あるわけですがけれども、これを今後も今の形でやっていくのがいいのかどうなのか。極端なことを申し上げれば、最近、大病院においては休日急患の受け入れ体制というものも、この設立されたころと違って進んできておりますし、また瑞穂市内のお医者さんの数も当時よりは多くなつてきておりますので、例えば輪番制でお願いするというようなことでの対応の方がかえって便利じゃないらうかとか、そんなことも一つの考え方としては検討できるわけでございますので、その辺は一つの課題ということが一例として申し上げれば言えるのではないらうかと、こんなことも思います。

また、消防につきましては、現在は、本巢消防ということで一部事務組合でやっておりますけれども、これで合併の形というものが変わった場合を考えた場合に、瑞穂市としてどう考えるかということですが、現在岐阜市への事務委託というのはいできないということでございますので、瑞穂市として常設消防を考えていくということになりますと、現段階におきましては、瑞穂市全域を本巢消防の中でお願いをしていくという形が一番妥当じゃないらうかと、こんなふうに思います。そうすると、消防そのものを一部事務組合で置いておくのがいいのか、あるいは連合の中の一つの事業として考えていくのがいいのかというようなことにもなるわけでございます。消防事務で申し上げれば、やっぱり全体の防災体制というものについては、ある程度までの規模を持っておりませんと、大災害のときに対応するだけの事業を整え切れないうらうことを考えていきますと、やはり瑞穂市単独でやるよりも、本巢市と連携をとりながらとらいますか、今の連合の中のメンバーでチームワークを組んでいく方がいいんじゃないらうかというようなことも考えられるわけでございます。

いずれにいたしましても、連合の現在やっております事務という形の中でやっていく方がいいのか、瑞穂市単独でやっていく体制に切りかえた方がいいのかという検討はしてみる必要があると、このように思います。

それで、介護についての御指摘でございますけれども、私どもとしては介護保険の現在のシ

システムについては、できるだけ広域でやった方がいいんじゃないかと、こんなふうに判断しております。

一例で申し上げますと、介護保険というのは、現在、連合の予算規模としては約33億の予算規模であります。実質的に中身を見てみますと、そのうちの1億5,000万ぐらいは事務費で使っております。あとは、拠出の形は別にいたしましても、介護に関連したいろんな費用でございますけれども、事務的な費用というそれぐらい使っておりますが、これを別々にやったときの負担と、こうして一緒にやったときの負担とで、どちらがいいかということが一つ言えると思いますし、それからもう一つは、広域でやっていると、いろんな介護サービスの提供におきましても、お互いに結局支援体制がとり合えるということが一つありますし、それからまた情報をお互いに交換できるというメリットもあるかと思っておりますので、介護なんかはむしろ一緒にやっていた方がいいんじゃないだろうかなと、こんなふうに思っております。

ただし、瑞穂市の場合は非常に若いまちだから、そうすると瑞穂市の負担が非常に重くないのかというお考えが出てくるかとも思いますけれども、現実の問題として、今申し上げました介護の事務費にいたしましても、私どもが実際に負担する基準というものをそれぞれの事業によって変えておまして、介護の場合ですと均等割を20%、それからあと65歳以上の人口割で費用を負担しております。だから、高齢者の多いところは事務量も多くなるんだから、それに合わせて負担してほしいというようなことで、この費用がどういう形で出てくるかということを考えながら費用の分担を割り振っておりますので、その辺は偏った負担体制にはならないのではないだろうかと思っております。

例えば、一番わかりやすい例で申し上げますと、本巢衛生でし尿の処理施設を運営しておりますが、その処理施設の経費は、均等割は10%でございます。残りの90%の係ります費用はし尿の投入量割でございます。だから、そういう形ですばりやっておりますので、実は費用の分担については今御指摘のような問題が合併で出てきましたので、見直しをやりました。ですから、前とは費用分担のやり方を変えております。前は費用分担の中で、財政規模割というような、実際に利用するのは関係なくて、財政力のあるところはたんと持てよというような部分もあったんですけれども、そういうものは実際なくしまして、均等割とサービスの受けるウエートの割という形に基本的に組みかえてきておりますので、御指摘の問題については、それなりの対応をやっておるか、このよう思っておりますので、連合については、私はこれからも共同でやっていた方がいい事務については積極的に活用していくべきだと、このように考えております。

それから学校名についての御指摘でございますけれども、名前はどやってつけるかということの問題に行くわけなんです、私はこの瑞穂市という名前を皆さんにお選びいただいた一つの経緯の中でも、いろいろと議論の中で申し上げておりましたように、やはり名前というの

は、その名前を聞いただけで何かわかるような、こういう土地だな、あるいはこういう一つの背景の中で育ってきた名前だなということ、あるいはそのまちの将来をこんなふうにしていきたいという願いを込めた名前、そんな名前がいんじゃないだろうかと、こんなふうには思っております。

そういう意味で見ますと、今御指摘の3小学校の名前が非常に抽象的だということでございますけれども、巢南町を、合併で新しい行政主体として誕生したときにいろいろと議論された中で生まれてきた名前でございます、それなりに理由というか、経緯もあるかと思っておりますので、そのあたりを、今私申し上げましたような物の考え方の中で皆さんで議論していただいて、今までのこの50年間の巢南町としての歴史を大切にしていこうというのも一つの論理でしょうし、またこの地域の長い歴史の中での一つの考え方というものを名前にしていくというのも一つの論理でしょう。これは、だからじっくりと時間をかけて、皆様方の議論の中で、一つのコンセンサスが生まれれば変えてもいいと思えますし、また今のままの方がいいということなら、今のままで続けてもいいと、こんなふうには思っております。

〔13番議員挙手〕

議長（吉本幸一君） はい、加藤茂晃君。

13番（加藤茂晃君） 連合に対する市長の考えはよくわかりました。

時代は変わってまいりますので、一つの問題提起というような意味合いを込めまして質問をしたわけでありませう。

確かに本巢市と瑞穂市、これはさまざまな点で相違点があるかと思えます。その相違点がいかに統一して一つの考えに持っていかかというようなことを、今後とも御努力をお願いしたいと思います。

瑞穂市は、非常に若い年齢層がおるということで、市の独自性を出す上においても、ひとつ検討すべき問題があるんじゃないかというような意味合いを込めまして申し上げたわけでございます。御答弁はよくわかりましたので、それまでにしたいと思えます。

学校名につきましても、確かに昭和29年に合併してから50年の歴史が、今の校名にはあるわけなんです、旧校名につきましても、それ以上の1,000年にわたる長い歴史の中で、そのときの町名が出てきておるわけですから、そういうことも大切にしたいと。子供たちがその地域の歴史を学ぶ上においても、やはり大いに意味があろうと。そんなような観点から申し上げたわけでございます、今後とも十分議論の対象にしていただきたいと、かようなことを申し上げまして質問を終わります。ありがとうございました。

議長（吉本幸一君） 答弁はよろしいか。

〔「はい」と13番議員の声あり〕

議長（吉本幸一君） 続きまして、8番 小寺 徹君の発言を許します。

8番（小寺 徹君） 8番 小寺でございます。3点にわたって一般質問を行います。

第1点目は、シルバー人材センターに対する瑞穂市の今後の方針についてお尋ねをいたします。

シルバー人材センターは、高齢者等の雇用安定に関する法律に基づいて設置をされております。その法律の第46条には、定年退職者、その他の高齢退職者の希望に応じ、臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助し、それらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的にすると定めております。この法律に基づいて、旧巢南町では4年前に巢南シルバー人材センターを設立いたしました。聞きますところによりますと、旧穂積町に対しても、県のシルバー人材センター協会から旧穂積町にもつくってほしいという要請をしたそうですけれども、そのときの穂積町の姿勢は、施設管理公社が現在穂積町にはあるということから、人材センターは必要ないということで設立されずに来たところであります。

巢南町のシルバー人材センターも、去年の総会で穂積町と合併し瑞穂市になるということから瑞穂市シルバー人材センターということで名前も変更し、一体のものとしてやっていくということを確認をしておるところであります。

そういう中で、シルバー人材センターの理事に私も入っております、その中で議論しておりますと、現在の瑞穂市がシルバー人材センターに対してどう育成する立場で施策を行っていくかということがどうもはっきり見えてこないというのが現状であります。シルバー人材センターの会長さんと事務局長さんも市へたびたび要請に見えるんですけども、どうもそこら辺が見えてないと、そういうことをおっしゃってみえます。そういう立場から質問をいたします。

まず第1点目は、この法律に基づいて設置された瑞穂市シルバー人材センターを、瑞穂市は今後どのように育成をされていく考えかお尋ねをいたします。

二つ目は、シルバー人材センターに対する補助の対象期間については、事業開始年度を含め3年とすると定めております。巢南町のシルバー人材センターが発足してから4年になりますから対象期間は切れております。しかし、市町村合併に伴い、シルバー人材センターを新たに設置する場合は、新市に対する助成は事業開始年齢を含めて2年を限度として対象とするということになっております。そういう点で、新たな名称を「瑞穂市シルバー人材センター」としたわけでありますから、この補助対象にするのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

3点目は、現在、瑞穂市には施設管理公社がございます。業務内容が非常に競合しております。そういう点で、この二つの団体は私は性格が違うと思います。そういう点で、シルバー人材センターの趣旨に沿った事業内容については、シルバー人材センターへ移行も含めた調整をする必要があると思いますが、どのような考えを持ってみえるか、お尋ねをいたします。

2番目に、入札制度の改善の問題でございます。

平成15年度の公共事業の中で、設計額5,000万円以上の公共事業の落札率を調査いたしました。情報公開に基づいて、たしか7件あったと思いますけれども、調査をいたしました。下水道事業が特に主ですけれども、その中で落札率の最高が99.78%、最低が96.15%、平均しますと98.51%という落札率になっております。談合の疑いが非常に強い状態であるということをお感じします。そういう点で、その改善の方向についてお尋ねをいたします。

まず第1点目は、現在、瑞穂市の公共事業の設計については設計業者に委託をしているのが大半であります。その委託した設計業者から設計額が漏れるかどうかということが心配されますが、そういう公務員と同じような設計業者には守秘義務があって、情報が漏れないような歯どめになっているのかどうか、お尋ねをいたします。

2点目は、設計額から入札予定価格を決定をするわけですけれども、だれが、いつの時点でこの決定をされるのか。さらにまた、何を基準にこの予定価格を決められるのか、そこら辺がありましたらひとつ御説明をお願いしたいと思います。

3点目は、談合防止のために各市や町は改善に取り組んでおります。一般競争入札の導入、さらに予定価格の事前公表、電子入札、郵便入札等、いろいろ模索しながら各市町村取り組んでおります。私の入手しました報告の中では、九州の佐賀市では、郵便入札を導入して、落札率が5.91%下がったと報告をされております。このように、各市町村で取り組んでいる改善の状況を調査し、この瑞穂市でも改善の方向に取り組まれる、そういう姿勢があるのかどうか、お尋ねをいたします。

3点目でございますが、政府の米改革に対する対応についてお尋ねをいたします。

ことし出されました政府の米改革のねらいは、私の考えでは、政府が国民の主食である米に対する責任を放棄して、輸入の自由化を前提に農家をリストラして米の生産を減らす。さらに、米の流通を大企業に明け渡し、農業の予算を大幅に減らす、それが大きなねらいじゃないかと考えております。

農家のリストラに対しましては、政府の「農業構想の展望」という中での報告では、稲作農家を、現在日本全国で170万戸ありますけれども、それを8万戸に減らすと述べております。米に対する責任の放棄の問題では、国が減反政策から手を引いて、今年度から産地交付金という補助体制に変え、大幅に補助を減らし、さらに2010年までには廃止するということをしながら、農業予算を大幅に減らそうとしております。

また、米の流通を大企業に明け渡すという点では、大手の米卸業者が市場を支配し、価格操作をして暴利をむさぼり、さらに生産者に対しては低価格で米を買いたたくと、そういう状況があるのではないかと思います。このような状況が続くと、戦前の米騒動のようなことも起こりかねない状態になる懸念を私はしております。そういう点から、農業は国民の食糧確保する

ために、大変重要な産業であるという位置づけが必要だと思えます。

さらにまた、環境の面でも、作家の井上ひさしさんも言ってみえるんですが、「農民は、日本の国土を守る国家公務員だ」という発言をされたことがあります。まさにそのように、国が農業を保護し、国土を守る、それに農家も一体になると、そういうことが必要だと思えます。今後、政府が農業を育成・強化していくということは非常に重要な課題だと思うわけでありま。そういう点から質問をいたします。

市長は、政府の米改革に対して、どのように受けとめられているか、お尋ねをいたします。

2点目は、市長は本会議の場で、農業が瑞穂市にとって重要な課題であると発言をされたことがあります。今後の瑞穂市としてどのような農業政策を実施されようとしておるか、その基本点についてお尋ねをいたします。

3点目は、今回の米づくりの政府の政策の中で、水田農業ビジョンというのを作成し、それに基づいて産地づくり交付金というのを支給するというのを決め、今いろいろ各地域の改良組合に説明会が行われております。今回の中で、交付金額の加算を団地化と担い手に基づいて差をつけております。二つの間に差をつけてます。なぜこのような差をつけるのかということをお尋ねします。

さらにまた、担い手という位置づけですけれども、農林省の見解では各集落ごとに、減反政策の基準に決めれば、それをみんな担い手とするという位置づけをしておるんですけれども、今回の瑞穂市の水田ビジョンの中で、これ担い手という位置づけですけれども、各集落ごとに、自分たちの米の生産量を定める、そういうことで合意できれば、その集落が担い手として扱われ、加算額が支給されるのかどうか、お尋ねをいたします。

以上3点の一般質問でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（吉本幸一君） はい、1点目の質問につきまして、福野助役。

助役（福野寿英君） それでは私の方から、1点目のシルバー人材センターに対する瑞穂市の今後の方針についてと、入札制度の改善について答えさせていただきます。あとの政府の米改革に対する対応につきましては、市長の方から答弁させていただきたいと思えます。

まず1点目の、シルバー人材センターに対する瑞穂市の今後の方針について、1番目の、この法律に基づいて設置された瑞穂市シルバー人材センターを今後どのように育成するかということでございますけれども、御質問の、この法律に基づいてということは、都道府県知事が基準に適合すると認めるものを、申請により市町村ごとに1個に限り指定することができるものでありますというふうで決めておるものでございます。

現在は、旧業南町のシルバー人材センターが設置されております。ただいまお聞きしますと、瑞穂市として合併するというお話で今お聞きしましたけれども、まだ私どもでは合併に伴って市全域を含めた区域の、瑞穂市シルバー人材センターとまだなっておらないというふうに理解

をしております。そんな意味で、現在検討されているというふうに理解しています。今後、その方向づけをしていく必要があるというふうに、今思っておる次第でございます。

2番目に、市町村合併に伴って新しく設置した場合に、新市に対する助成は、事業開始年度を含めた2年度を限度とすると。だから、瑞穂市シルバー人材センターをこの2年度の助成対象とするのかということでございますけれども、御指摘のとおり、市町村合併に伴って新たに設置する場合は、新市に対して助成は開始年度を含めた2年度を限度としております。シルバー人材センターの場合、県の補助基準としましては100万円でございます、それを基準額として2分の1以内というふうにしております。現在合併しておりませんので、瑞穂市シルバー人材センターとなっておりますので、助成対象とは、だからなっておりません。今後の方向づけについて、団体の御意見を聞いて進めてきたいというふうに思います。

ちなみに、平成15年度、瑞穂市としましては、市単独として80万円、15年度お支払いをして運用いただいているという現実であります。さらに16年度にしましても引き続いて、そういうふうに助成はしていきたいというふうに計画いたしておるところでございます。

3番目の、現在瑞穂市に施設管理公社があって、その業務内容が競合していると。その目的に合った業務内容に調整する必要がある。今後どのようにするのかということでございますけれども、岐阜県内の市の実際の実施状況というのを見ても、管理公社とシルバー人材センターともに併用しているところがございます。ただ、その割合が大変違いますので、巢南の場合の規模ですと、実質年間で400万程度の発注ではないかと思っております。大変少のうございます。瑞穂市においては、まず瑞穂市のシルバー人材センターということが先決でございますが、あわせて施設管理公社のあり方を含めまして検討し、その方向づけによって、市から委託できる、目的に合ったものは何かということを具体的に適切なものを見つけていかなければならないと思っております。

現在瑞穂市の管理公社で実施しているというものはたくさんございまして、簡単にいいますと、駐輪場の関係、そしてそこに関する駅前広場の管理とか、放置自転車があるとか、それから公園の管理ということで、この庁舎の管理、巢南の庁舎の管理とか、花壇の管理とか、保育所の砂場の管理とか、それから施設につきましてはつどいの泉とか、市営住宅の関係のところもございまして、防災コミュニティーセンター、火葬場の関係の広場のところもございまして、行政の関係でございますので地下道の清掃の関係、そして道路パトロールして実際に埋めていくようなこと、そして河川の関係の花木管理もございまして。

そんなようなたくさんの業務がございますので、その意味で、簡単に言いますと、花木管理で5メートル以上ですとシルバー人材センターで落ちてけがをしてしまうというような問題もございまして、そのことを含めて、管理公社で5メートル以外のところは発注しないで市で管理してもらおうということをしていきます。そういう意味で、細かく一遍検討した中で、具体的

にできるもの。

年間額として、管理公社では、ことしの発注として、予定は約1億6,000万ぐらいの受注を受ける予定としておりますけれども、ある程度管理費が出てくるためには、年間の経営費がある程度出てこないとだめだから、シルバー人材センターとしてもある程度の額が出てくることが望ましいかなと。この辺のところを十分市として考えていきたいと思っております。それにつきましては、それくらいでやめたいと思います。

それから入札制度の改革でございますけれども、委託した設計会社に守秘義務があって、情報が漏れないようになっているか、また入札予定価格はだれが何を基準に決めているか、談合防止のために市町村の取り組みを参考に改善に取り組むかということでございますけれども、1番目の、瑞穂市では現在、設計を委託する場合は、委託業務契約ということで行っております。守秘義務については、約款の第1条第5項の中にも定めておりまして、知り得た秘密は他人に漏らしてはいけないという条項で、それを守っていただいて、やっていただくということでございます。

それから入札予定価格はだれが決めているかということでございますけれども、予定価格の作成基準につきましては、作成者は瑞穂市の事務決裁規程の中で決めておりまして、金額に応じて200万円以上は市長が、50万円以上200万円の場合は助役が、10万円以上50万円未満の場合は部長が、10万円未満の場合は課長というふうに分けて実施させていただいております。

作成の基準としましては、当然一つ一つの設計によって違ってきますので、工事内容、つまり直接工事費とか、共通架設とか、現場管理費とか、今の細かく見させていただいて、その中で決めていくということになります。あと場所とか、2次製品の割合なんかも含めまして、どれだけが予定価格として適当かということで決めていきます。決める時間としては、入札する直前、朝決定をして即入札をするという形をとらせていただいております。

それから3番目の、談合防止のために他町村等の取り組みを参考に、改善に取り組むかということでございますけれども、談合防止及び入札制度の改善につきましては、言うまでもなく、本市におきましてもよりよい方法の推進に努めております。入札制度の真の意味では、公正な条件のもとに公正な競争ができるということが必要でございます。議員御指摘の佐賀市の郵便入札につきましても、試行結果の内容を見ますと、やっぱり一長一短がございます。佐賀市の場合でも、指名競争入札と郵便入札合わせてやっておりますけれども、指名の場合91.9%、郵便入札の場合は8.1%ぐらいで併用しております。

その導入の目的としては、佐賀市の目的としましては、申請と入札を同時に行うことによっで見積もり期間を短縮して、談合時間をできるだけ短縮を図ろうというものでございます。また業者の固定的なメンバーとならないように、原則的に市内の登録業者というものを決めて、そしてそれで参加できるようにしているものです。その分析結果を見ますと、落札率など、

単純な結果だけ見ますと、平均値では指名競争入札より当然値が落ちてきております。

もう一つ大事なことは、検証していますのは、工事検査の結果も見なければ、安くかろう悪かろうではいけませんので、その結果も出してあります。工事ごとに、ちゃんと検査の評価点をつけまして、どうかなというのでも検証しています。結果としましては、指名競争入札よりも郵便入札の方が、中身としては少し悪いという結果も出てあります。最終的な結論としては、一件一件なかなか立証できないというのが本当のところでございます。要は発注する公共団体の厳正・公正にして、できる限り競争のできる体制をつくっていくことが一番必要でございます。

一番問題は、地方においては、体力と能力を持った企業ばかりではございません。ですからそのためには、入札競争の環境を整えるということが一番大事ななというふうに思っております。企業にしましても、企業努力をすることはもちろんでございますけど、真の意味で競争力を持った体力のある企業をまず育てていく必要があるのではないかというふうに思っておる次第でございます。

ちなみに私どもの瑞穂市の場合を見ましても、今 5,000万以上のお調べでございましたけれども、発注件数としては9件でございますね。5,000万円以下のものは158件、15年度実績でございます。パーセンテージで見ますと、9件というのは5.3%。そのような工事については大きな業者でもあり、きちっと見ることができますけれども、150何件になる部分については、育てる部分もございまして、非常に発注の仕方としては難しい部分もあるのではないかというふうに感じております。

現在、当市におきましては、談合防止に一生懸命取り組みまして、業者同士が事前に顔を合わせないような方策としては、入札に関してはすべての業者に仕様の配付を宅配便で配って顔を合わせないようにしておりますし、工事に関しては入札当日に内訳書の提出も義務づけて、なるだけ談合防止に努めている次第です。

以上のようなことで、今後とも努力してまいりますけれども、皆様の御指導もいただきながら、よりよい方法を打ち出していきたいというふうに思います。御理解をいただきまして、答弁とさせていただきます。残り時間が少なくなりましたので、これで終わらせていただきます。

議長（吉本幸一君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 小寺議員の農業政策についての、米の問題についての御質問にお答えさせていただきます。前段を抜きにしまして、お尋ねの3点にずばりお答えをさせていただきます。

まず1番目の、政府の米改革についてどう考えておるかということです。

私は、いろんな形で農政をいじられてきておりますけれども、根幹を避けておると思っております。要するに枝のようなところをいじってみたりなんかしておるだけですので、基本的に

日本の農業に対する根本が見直されていないというところに問題がありまして、新しくやってみても、また次の問題が出てくるというようなことになっていると、こんなふうに思うわけでございます。

どの点を申し上げているかといいますと、今の農業基本法が、土地の所有、農地の所有と農地の耕作というものを一致するというか、イコールにするというのが基本的な考え方なんです。委託とかそういうものもありますけれども、基本はその考え方が外れていないというところに問題があると思っております。これが、農業生産する場合の単位を非常に小規模にしております、日本の農業のコストアップ、非常に高い競争力のない農業にさせておるといふふうに私は思っております。

端的なことを言って、例えば今の基本的な考え方というのは、戦後のころはよかったと思います。ほとんど農地を耕作しましても何にしまでも手作業でございました。ところが、このようにこの大きく機械化がされてまいりますと、今度は逆にいうと、小さいロットのあることがかえって機械の稼働率というか、効率を悪くしてきておまして、農業コストを非常に高くしているのではないだろうか。だから、農業というのを基本的に見直そうと考えれば、私は農地の所有と農業の経営というものを、ある程度までコントロールしながらにしても、分離していく必要があるんじゃないかと、こんなことを思っております。

そういう意味で、今の改革というものは、いろいろといじってみても、基本を触れてないもんですから、根本的な解決にはならないだろうと、こんなふうに思います。

瑞穂市の今後の農業行政についてどう考えておるかということでございますけれども、今申し上げましたようないろんな問題から見まして、採算の合わない農業ということ、魅力のない農業ということに実態がなってきております。それがこれから将来、瑞穂市におきまして、耕作放棄地というものがどんどん出てくるんじゃないかと非常に心配しております。

そういう意味で、農業というものを一つの御指摘のように産業としてとらえて、きちっとしたシステムというものを構築していかなければいけないだろうと、このように思うわけでございます。

そういう意味で、先ほど新井議員の御質問の中でもちょっと申し上げましたが、今はいろいろと農業の生産をされておられる場合も、カキとかナシとかイチゴとか、あるいは水田担い手というような形で、種目というか、いろいろの生産物ごとにそれぞれの団体がそれぞれでやるというような形ですし、また地域でも、みのり会とか、あるいはひまわり会とか、めばえ会というようなものがあって、地域ごとにやっているというようなふうで、全体が一つの形で動いていないんですね。

だから私は、みんなで瑞穂市の農業というものをどう考えるかということで、今申し上げました団体が、それぞれの生産品目については持ち味を持っていらっしゃいますので、そういう

方々に集まっていたいて、瑞穂市の農業というものを考えてというか、いろいろつくり上げていく、立ち上げているというポジションをつくって、そこで考えていきたいと、このように考えまして、農業振興会というような形で、16年度からいろいろと考えていただくという土俵をつくって、そこでしっかりした方向をつくり上げていきたい、このように考えております。

それから、産地づくり交付金についての御質問でございますけれども、御指摘のとおり、産地づくりと担い手とでは若干ちょっと性格が違うわけでございます。産地づくりというのは、その地域での、米をつくる場所だけの話になります。担い手の場合は、その生産物が流通で消費者のところへ行くまでなんです。それで、やっている分野がちょっと違うものですから、当然補助金の率も、交付金の率も変わってくるということでございますけれども、本来、将来の農業というものを考えた場合には、これを産業としてとらえるのであれば、ただつくるだけじゃなしに、やはりその流通から商品のステップまで全体をとらえたようなシステムというものが必要だと思えます。

そういう意味で、私は産地づくりについても同じような交付金というものを考えているという御指摘の問題も、産地づくりとかそういうことじゃなしに、そういう機能を産地づくりの団体でもそうですけれども、持っていただくということが一つの条件になってくるんじゃないかなと、こんな認識を持っております。だから、ただつくるということじゃなしに、一つの産業としてとらえていただけたらと、このように思っております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（吉本幸一君） ちょっと簡単に。

8 番（小寺 徹君） シルバー人材センターの問題ですけれども、まだ瑞穂市当局としては、元の巢南のシルバー人材センターという位置づけをしておるということで、今後、そのシルバー人材センターが瑞穂市のシルバー人材センターということで、位置づけの確認をし、手続はどうかわかりませんが、申請をすれば、助成の問題と業務内容の問題については今後検討していくと、そういうことでよろしいかどうか、確認したいと思えます。

それから入札制度の問題については、いろいろありましたけれども、これは要望ですけれども、ぜひひとつ新しい方法をやっているところを検討してもらって、まずやってみると。やっていいかどうかということのみずから実践をしてみて、判断をするということで、成果のあったところを調査をし、見本としながら取り組んでいくという方向で、ぜひやってほしいと思えます。

農業問題はいろいろありますが、時間がないので、またやらせてもらいます。以上。

議長（吉本幸一君） では答弁は省略いたします。

続きまして、25番 西岡妙子君の発言を許します。

2 5 番（西岡妙子君） 25番 西岡妙子でございます。私は今回、2点について質問をさせて

いただきます。

一つは、乳幼児医療費の助成の対象年齢の拡大はということで質問をさせていただきます。2点目は高齢者の限度額を越す医療費の窓口払いを不要にということで質問をさせていただきます。

まず一つ目の、乳幼児医療費助成の対象年齢拡大はということでございますが、皆さんもう既に御承知のとおり、岐阜県は新年度から、乳幼児医療費助成の対象年齢を現行の5歳未満から小学校就学前までに拡大の予定ということです。新聞報道によりますと、県下では大垣市、恵那市、各務原市、北方町、洞戸村、白川村も拡大する見込みであるということでした。

瑞穂市では、今のところ対象年齢拡大の条例改正案も今回まだ提出されておりませんし、新年度の一般会計予算書の中にも組み込まれていないようでございました。市長はこれまで、単独でやる気はないけれども、広域といいますか、県制度ならというような姿勢をとられてきたと思いますけれども、それならば、県議会で議案が通れば市も対象年齢を拡大するつもりなのかどうなのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

2点目の、高齢者の限度額を越す医療費の問題につきましては、昨年9月定例議会でも、私、質問させていただきました。その答弁の内容では、いわゆる名古屋方式をとっており、対象者に事前に申請書を送付し返還している。給付記録の管理に紙で行っておるので不安があるということでございました。新潟県、北海道夕張市などでは、受領委任払い制度というのを取り入れておられ、自己負担限度額を超えた分は窓口払い不要となっておりますと聞いております。

そもそも、この高齢者の方々の超過分というのは、高齢者に返す分でございます。そういうことであるなら、初めから徴収をしないで、高齢者の負担軽減できる受領委任払い方式に変更ができないものかと考えますが、いかがでしょうか。県下的取り組みができないと、ひょっとすると難しいところがあるかと思いますが、どうぞ御返答をよろしくお願いしたいと思います。

内容によりまして、また再質問させていただきたいと思います。よろしく取り計らいお願いいたします。

議長（吉本幸一君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 福祉政策につきましては、私いつも申し上げているとおりでございます。今の問題につきましては、県の施行が決まれば、同時に実行できるように手続をする考え方でおります。

議長（吉本幸一君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 西岡議員さんの、高齢者負担の軽減できる受領委任払い方式に変更できないかという御質問についてお答えいたします。

御指摘のように、新潟県では唯一受領委任払いを行っておりますが、法の趣旨からいいますと、償還払いが趣旨でございます。新潟県で実施されておるのは、特例中の特例と聞いてござ

います。また、夕張市で行われておりますのは、夕張市民病院においてのみ受領委任されてお
りまして、保険者である夕張市が持つ病院だからできるものと解釈しております。

岐阜県下の保険者の考えもありますが、国保連合会が診療報酬明細の計算を共同で行って
おりますので、これらの関係諸方面すべてが合意されない限り、非常に難しいと考えております。
法の趣旨からいえば、償還払いとすることに意義があるのではないかと考えます。さらに、国
民健康保険高額医療費資金貸付制度等もありまして、その中で高額療養費の支給見込み額の 8
割を無利子で貸し付ける制度等もありますので、受領委任払い方式への変更については適当で
はないかと思われまますので、現時点では変更するつもりはございませんので、よろしく願い
たいと思います。以上で答弁とさせていただきます。

〔25番議員挙手〕

議長（吉本幸一君） はい、西岡妙子君。

25番（西岡妙子君） それでは自席でよろしく願いいたします。

一つ目の乳幼児医療費の関係は、県が通過したらやっていただけということでございます
けれども、この前、いろんな女性の方々からも、市長は意見をいただいているらっしゃると思
いますが、最近の状況を見てみますと、本巣市も8歳まで無料ということですね。飛騨市なん
かも誕生いたしました、小学校就学前。そして、岐阜市、羽島市、柳津町、笠松町、北方町、
岐南町、岐阜広域合併協議会の中で、小学校就学前まで無料、入院は中学校も卒業まで。これ
は合併されたらそのようにされるということでございますけれども、今この中に出てまいりま
した北方町でございますが、まだ合併を岐阜としておりませんけれども、県の方に問い合わせ
たり、北方町の方にお聞きしましたところ、県の国民健康保険課では、先ほど市長は、議会終
了すればそのようにするとおっしゃいましたが、正式にはそういうことになると思いますけれ
ども、もう既に、新聞報道では2月20日にございましたが、その報道の前後に、福祉医療につ
いて記者発表されたときに、県の担当課から各自治体の担当課にも御連絡が来ているとい
うことです。北方町ではこれを受けて、既に査定は終わっておったということですが、県が確実に
やるという姿勢を示しておられるので、急遽条例改正とともに新年度予算に組み込まれたとい
うふうにお聞きいたしました。ここですね。本当にやる気があれば、そういった自治体の姿勢
が出てくると思うんです。けれども、市長は今までこういった問題は広域でやるべきだとい
うことで、県がやれば、それに追従する形ならやるけれども、単独ではやりたくない、こう
いうことがはっきりしたわけでございます。

先ほども紹介しましたように、県の中でももっと拡大してやっておるところも出てきており
ます。全国的に言いましても、東京の北区なんかでは4月から、全小・中学校の入院無料まで
拡大をしたい、そういうふうになっております。いろいろ子育てをしていくのに、こういった
お金だけのことでということ強くおっしゃいますけれども、実際子育てをするには大変お

金がかかります。ですから、若い世帯がこの瑞穂市にしっかり足をつけて、子育てをしながら生活をしていくという点では、そういった子育て環境も拡大していく必要があると思いますので、ぜひそういった視点から、県の動向を待つのではなく、市がどういう方向でやっていくのかということを目早目に示していただきたいと思っております。

それから2点目は、なかなかこの市だけですということとは難しいとは思いますが、窓口で一たんお年寄りの方が1割、2割払われて、負担軽減額を超えた分は申請して返却してもらおうということですが、そうしますと、それが数ヵ月後でないか戻ってこないかという実態ですね。ですから、お年寄りが病院にかかれるのに、窓口で幾らかかるかという不安とか、また返還される期間までのこともございまして、窓口払い制度が受領委任払い、先ほど言いました方法にしますと、そういった不安とか、いろんな面倒なことがなくなりますから、その間の費用というものは、ひょっとするとお年寄りの方々がほかの楽しみごとに使えらるわけなんです。何ヵ月待ってこれだけ戻ってきたということではなくて、もう窓口で払わなくて済むわけですから。ですから、そういう意味でも、何とかそうした制度に変更をしていただく方法に切りかえていただけることはできないかと思っております。今後の課題であると思いますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

答弁はしていただけますか。

議長（吉本幸一君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 幼児医療費の問題で、大分私、西岡議員とは意見が対立しておるようでございますけど、端的なことを申し上げまして、県が決まればすぐにでも動けるようにするというのを申し上げておりますので、私は県がそう考えておるからやるということと、決まったからやったということで、実際の実施の面についてはほとんど違わない、考え方も違わないと思っております。

それからもう一つ申し上げておきたことは、この福祉というのは、例えば小児医療だけ取り上げておられますけれども、児童福祉ということで、もっと広い意味で子育てということでも考えていただかないといけないと思うんです。現実の問題として申し上げまして、16年度の場合には、国が児童手当の支給対象年齢を今度は引き上げてきております。それで、瑞穂市として、児童手当での予算措置で、15年度に比べて約1億3,000万負担をふやしております。ふえてきております。そういう形で、片一方でぐっと突出していつておるわけですので、全体の中で、どの政策に対していくのかということを考えていただきませんと、一つ一つ議論していただいても、こんなふうに思いますので、ちょっと付言させていただきます。

〔25番議員挙手〕

議長（吉本幸一君） はい、西岡妙子君。

25番（西岡妙子君） もちろん全体的にいろいろ子育てについて考えていくのは当たり前で

ございまして、ほかに、名古屋市なんかは子育て支援策として、3人目以降は月2万円支給するとか、保育料も全く無料にしていくというようなことで、子育てする若いお母さんたち、大変なんですよ。私も3人産んで育ててきましたけれども、今の若いお母さんたちも状況がどんどん変わってきてまして、残念ながら、若い世帯でも、不幸にも御主人の方が仕事が、首切りというような形でできない場合も出てきておるわけで、若いからといって、子育てが本当に経済的にも十分できるということではありませんので、このまちが本当に子供を産み育てていくのに安心できる、そういう意味で若いまちであるということがないと、そういう基盤があれば、まち全体、結局はお年寄りまで十分安心して暮らせるまちができると思いますので、ぜひそういう観点からも、今、市長がおっしゃいますように子育てを大きく全体から見ていくという中の一つの政策として考えていただきたいと思います。答弁は求めません。

議長（吉本幸一君） 議事の都合により、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後2時09分

再開 午後2時26分

議長（吉本幸一君） ただいまの出席議員数は30名です。休憩前に引き続き会議を開きます。

23番 西岡一成君の発言を許します。

23番（西岡一成君） 私は3点にわたって、執行部の見解を求めたいと思います。

第1点目は、合併についてであります。

巢南町と穂積町が合併をして10ヵ月が経過をいたしておりますが、私は合併に際して反対の立場をとっておりました。それは、巢南町と穂積町との合併に反対というよりも、合併そのものに反対だったからであります。

政府は、地方分権の受け皿づくりなどとマスコミを挙げて大合唱を行い、自治体には合併特例債、交付税の算定特例などのあめで合併に追い込んでいったのであります。しかし、合併の本質は、結論的に申し上げれば、国の借金のツケを地方に転嫁するとともに、財界の利益にかなう大型プロジェクト等が進めやすいような行政制度をつくり上げることが目的であると考えたからでございます。

具体的には、道州制の論議が出ております。それはまた後で申し上げますけれども、決して合併というのは住民の生活と福祉を向上させるためではないということが問題であります。したがって、私はかかる観点を踏まえて、政府の進める合併そのものに反対したわけであり

ます。

しからは、その後の国の動向はどうなっているか、それを見れば合併の本質が鮮明になってくるわけであり

ます。

昨日の総括質疑の中でも申し上げましたとおり、小泉首相の唱える三位一体改革の内容とはどんなものでしょうか。再度繰り返すならば、04年度の政府原案では、国庫補助負担金の削減

1兆313億円。この内容につきましては、市長が提案理由の説明の中でも申し出ておりますとおり、公立保育所運営費、児童扶養手当事務費、介護保険事務費の一般財源化、つまり自治体で負担をする、こういうことであります。さらには、地方交付税の削減、臨時財政対策債を含めて2兆8,623億円、これで合計約3兆円の削減であります。しからば、これに対して政府から地方への支出を見てもみると、所得譲与税や税源移譲予定特例交付金として6,558億円にしかすぎません。これが現状であります。

それらの中身をさらに詳細に見てみますと、きのうも申し上げましたとおり、具体的問題として保育所の民営化、公立保育所は全額地方で負担せよ、しかし民間には国が援助してやる、同じ保育事業でありながら全然整合性がない。それは、結局は保育所を民間委託に押し込んでいく、こういうことを政府がもくろんでいるからであります。さらに、学校給食の問題もあります。これも民間委託化の方向をするために単位費用の切り下げを考えております。

いずれにいたしましても、このように地方への財政支出の削減と財政負担増を求める動きは、今後さらに一層加速をしてくるわけであります。そこで市長にお尋ねをいたします。

まず第1は、合併後10ヵ月の総括について、先ほども市長は、合併せざるを得ない。合併のメリット・デメリットの議論もあろうが、合併しなかった場合と比べてどうだったかが大事だとの発言もされておられますので、かかる観点も踏まえて、ぜひ答弁を求めたいと思います。

2点目は、国民健康保険についてであります。

どういう内容かと申しますと、国民健康保険法第44条の第1項は次のように規定をしております。保険者は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に第42条または前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、次の各号の措置をとることができる。1号、一部負担金を減額すること。2号、一部負担金の支払いを免除すること。3号、保険医療機関等に対する支払いにかえて一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること、このように規定をしているわけであります。

そこでお聞きをいたしますけれども、この制度について、県下の実態は果たしてどうなっているのか、そのことをお聞きをしたいと思います。

そして2点目は、市としては、この条文に規定する制度についてどのように考えておられるのか。さらに、申請があった場合にどのように対応される考えであるのかどうかについて答弁を求めたいと思います。

3点目は、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律についてであります。

この第20条の第1項は次のように規定をいたしております。地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、個別労働関係紛争を未然に防止し、及び個別労働関係紛争の自主的な解決を促進するため、労働者、求職者、または事業主に対する情報の提供、相談、あつせん、その他の必要な施策を推進するように努めるものとする、このような規定でござい

ます。

実は私はいろいろ無料相談をやっておりますけれども、クレサラ、やみ金相談ほどではございませんけれども、解雇、廃店などの相談もあります。何も勤労者だけからの相談ではありません。経営者の方からの相談もございます。例えばどういう内容かと申し上げますと、非常に不景気で経営が非常に厳しい。そういう中で、本意ではないけれども賃金を下げた。それではとどまらないから、社会保険料を支払うのも大変だから国民年金と国民健康保険に切りかえてもらった。それで半年ほどたった。すると今度は勤労者の方から、こういう状態がいつまで続くのか。これでは働く気がしない。何とかもとに戻してほしい、こういうふうに言われているということで、頭を抱えておる。ですから、相談は勤労者からも経営者からも来られるぐらいの今日の不況の状況があるということなんです。ですからそういう立場を踏まえるならば、これは前の議会でも申し上げましたけれども、サラ金、クレジットも、本当に一家心中をしたり、夜逃げをしなきゃならないほど追い込められた人たちが何人でもおります。それを市で公設の相談所を設けてやりなさいといってもやらない。弁護士がいるからそれでいい。弁護士のところへ行くお金がないから我々のところに相談に見えるんです。だから、個人の能力を超える件数を抱えて、労働相談も抱えて、大変な状況だから、何とか公的な相談窓口をつくっていただきたい、こういうふうに思っているわけでありまして、本件につきましては、せっかく先ほど申し上げた法律の規定があるわけでありまして、ぜひかかる相談窓口についても設置するなどの努力をしてしかるべきではないかと考えるわけでありまして、執行部の答弁を求めたいと思います。

時間が迫っておりますので、第1回目の質問はこれで終わります。

議長（吉本幸一君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 西岡一成議員の御質問に対してお答えさせていただきます。国民健康保険の問題については、担当から答弁させていただきます。

まず合併について、10ヵ月たったんだけれども、どう考えているかという御指摘でございますけれども、合併の本来の目的は、財源がどうしても表へ出てきておりますけれども、私は行政というものは、地域の住民といいますか、住んでいる人たちのできるだけ近いところでやっていくということは、どなたも否定をされないと思います。その場合に、やはりそれなりの、結局能力を持っている体制をしく必要があるのではないかとということが一番の基本にあるだろうと、こう考えております。

そういう意味で、いろんな問題に対して処理をしていく、あるいは解決をしていく能力を持つということになれば、ある程度の規模というものも必要ではないだろうかと思います。それに合わせた形で対応していくわけでございますので、自分たちは自分たちで小さいなりにやっていくという考え方であれば、それはそれでまたいいんじゃないかと、こんなふうに思うわけで

ございます。

それで、合併をしない場合との比較はどう考えるかといいますと、これは計数的には現段階で非常に把握しにくいんですが、端的なことで申し上げまして、まず行政事務というものが非常に効率化することができる可能性を持っておると思います。というのは、なぜかというと、可能性という抽象的な言い方をさせていただきますのは、やはり各地区の発展の状況を見させていただいておりますと、果たしてこれで効率化できるかなあという印象を受ける合併の姿もありますので、そういうチャンスがあるという意味で可能性という表現をさせていただいております。

瑞穂市の場合で申し上げますと、先ほど特別職の場合の報酬の減額の問題というのは、総務部長が御説明申し上げたと思いますけれども、私の考え方では、現業は別ですが、現在の一般事務の職員にいたしましても、合併した時点で両町の一般職の職員が、定数は250で約230名くらいだったと思いますけれども、私はこれは200名以下に持っていけるというふうに自信を持っております。そのあたりでも、かなりの大きなコストダウンというか、効率化ができるのではないかと、こんなことを思っております。

それからまた、この間、総括質疑の中での御質問もございまして、身障協会の例がございましたんですけれども、端的なことを申し上げまして、各種団体にいたしましても、一つの団体になって統合して活動していただくということになれば、事務的なコストとか、そういうものもかなり変わってきますし、またパワーも2人よりも5人、5人よりも10人ということで、うんと大きな力になると、こんなことを思っております。そういう意味で、こういう団体の力というものも変わってまいります。私どもとしても、その団体を支援していく体制というものも変えていくことができるのではないかとというようなことを考えております。

そういういろんなことを考えていきますと、事務的な面、いろんな面での効率化ということが一つ言えると思います。

それからもう1点は、まちづくりのいろんな計画、いろんなプロジェクトを考えておりますけれども、これが非常に広い目で見えていくことができるのではないだろうか。このあたりにも一つのいろんなプロジェクトを描く場合にも、より効果的な、またインパクトのある計画が立てれるのではないかと思いますし、また二重投資的な性格のものも避けていくこともできるのではないかと思っております。

そんなことがこれからのメリットの中で出てくると思いますが、現実の問題といたしましては、合併をしなかった場合には、そういう問題を自分たちで単独で処理していかなければならないということがございます。そのときに、現在の体制というものが今後も続くという前提であればできるかもしれませんが、世の中は確実に変わりつつあります。また、地方自治体と中央との関係というものも変わりつつあります。現実の問題として、この三位一体の改革、

確かに西岡議員のおっしゃるとおり、呼び声と中身とでは、私自身もかなり違いがあるという認識を持っておりますけれども、確かにいろいろと批判というか、意見は言わなければならないところが多々ありますけれども、現実はその体制の中で動いているんだということでございます。その現実の体制の中で、我々の対応というものも考えておきませんと、けしからん、けしからんだけでいては結局は世の中動きませんものですから、現実に対する認識をもとに、それは納得はいかないけれども、それを是正することは是正すること。ただ現実はそのような状況の中でどう動いていくかということもあわせて考えていかないといけないのではないかと、こんなことを考えておるわけでございます。

そういう意味で、まだ三位一体の改革の問題なんかも、それから地方自治体への権限移譲の問題も道半ばでございますので、私自身としては国と地方との関係、あるいは地方自治体の動かし方のあり方、使える財源、自分の自主的な財源の限界、そういうものを見きわめるまでは慎重な運営をしていかなければいけないと、このように考えておる次第でございます。

それから3番目の、個別労働関係紛争の解決についての御指摘でございますけれども、本当に個人的に相談に行けないといって悩んでおられる方はたくさんいらっしゃると思います。そういう方々に対しての、いろんな形での御相談に乗れるシステム、体制というものも必要だと思っております。そういう意味で私ども、いろんな方々に、そういうときは御相談してくださいということに対しての啓蒙というか、PRというものが欠けておるのではないかと、市といたしましても、毎月、数は少ない、1回ですけれども、心配事相談ということで、どんな悩み事でも御相談を受けますという場所を設けております。だから、そういうところでそういう問題もどうぞ御相談くださいということにさせていただくと、そういうこともいいですよということをもう少しPRする必要があるのではないかなということをおもいます。

また、そういう御相談の御希望の方というものが非常に多ければ、その回数をふやすとか、いろんなことを考えていけばいいんじゃないかと。こんなふうに、まず市としての対応としては考えていたら現実的じゃないだろうかと、こんなふうに思っております。

また、県には、各県の出先機関、場所ごとに労働相談窓口というものがございまして、そこでそういう問題についていろいろと御相談に乗ると、県はシステムを持っておりますので、そういうシステムがあるんだということも、もう少しPRをさせていただくとか、もう少しというよりも積極的にPRさせていただくことも大切じゃないだろうかなと、こんなふうに認識しております。

議長（吉本幸一君）　続きまして、松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君）　西岡議員さんの、一部負担金の減額免除、徴収猶予等について、県下の実態はどうなってるのか、2点目の、制度をどう考えているかということについてお答えいたします。

まず1点目の県下の状況についてございますが、平成15年7月に岐阜県国民健康保険課の調査によりますと、県下96市町村中3保険者の岐阜市、大垣市、美濃加茂市に規定がございます。しかしながら、3市とも規定はございますが、申請は一件もないと聞いております。

2点目についてございますが、まずどう考えているかということでございますけど、国民健康保険の高額医療費の資金貸付制度の利用ですとか、そのほか生活保護の制度等がありますので、本市としては、この制度を規定する予定は今のところ考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で答弁とさせていただきます。

〔23番議員挙手〕

議長（吉本幸一君） 西岡一成君。

23番（西岡一成君） じゃあ自席でお願いいたします。

まず合併の問題につきましては、やはり住民にとっては、合併とはそもそも何であったのか、それが一番問題だと思います。だとすれば、合併の本質が自治体リストラであったといたしましても、合併した自治体にとっては、その中でどうやって住民の生活と福祉を向上させるため努力するかが問われてくる、このように思うわけであります。ただ、機械的な議員や職員の削減が必ずしも住民サービスの向上とどう結びつくのかということが、具体的に検証しなければなかなかわからない問題です。ただ、一般論として削減することが住民サービスであるということにはならないと思ひます。

いずれにいたしましても、時間がありませんので、合併の問題と今の労働相談窓口の問題、それから国保の問題も含めて申し上げますと、市長は先ほど、豊かさのあるまちとか、心の豊かなまちとか、ふれあいのある温かさ、こういう表現をされました。だとすれば、たくさんのお金を使わなくても、先ほどの乳幼児医療費の無料化の就学前への引き上げの問題でもそうありますけれども、北方町が予算の査定が終わった段階であっても、県からその話を聞いたら急遽新年度予算に計上する、そういう基本的な心の温かさ、こういうものが私は必要ではないかと思うんです。

それから相談窓口の問題についても、貸付制度があるからいいじゃないか。それは確かに貸付制度がないよりも、あった方がどれだけ、私どものように大垣市民病院に行って請求額を見て、いすに座ったまま動けない、40万も50万も請求されたというようなときに、非常に助かる制度であります。けれども、それよりもさらに一歩進んで、受領委任制度というものをつくるならば、別に貸付制度も要らないわけで、国の指導云々ということもありますけれども、その国の指導を乗り越えて具体化をしている自治体があるわけでありますから、本当に温かい心を持って、住民の生活と福祉の向上のために尽くすのが行政であり、行政サービスなんだと。このように考えるならば、私は、今申し上げましたとおり、やる気さえあればすぐにできる、お

金をかけなくてもすぐにできる。

入札制度の談合の問題についても、その談合をなくすための努力をして、税金を少しでも浮かす。そのための調査をしければ具体的にどこでどれだけやりましたか。ただ質問をされて、その場だけの答弁をすればそれで済む、そういう問題ではないと思います。そういう意味で、労働相談の問題でも、相談窓口がある。確かに私もその労働者と一緒に県の労働局の調整委員会等に足を運んでいきます。しかし、市の中にそういう専門窓口があるならば、どれだけ近くて便利なのか。働いて帰ってきた労働者や、あるいは休日でもそういうことをやる、そういうような窓口。気持ちの問題じゃないでしょうか。心の、住民に対する温かさの問題ではないでしょうか。

時間がもうあと4分しかありませんので、そのことを強く要望いたしまして、質問を終わりたいと思います。答弁はもう結構です。

議長（吉本幸一君） 続きまして、11番 広瀬捨男君の発言を許します。

11番（広瀬捨男君） 11番 広瀬捨男でございます。傍聴者の方から全部お疲れのことと思いますが、できるだけ簡単にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長から発言の許しを得ましたので、通告に基づき4点について質問をさせていただきます。

先日、市長の所信表明で、合併協議会事項の調整は1,166件のうち未調整は、事前の準備・調査に時間が必要なもので、常設消防等々38件を残すのみと説明がありました。今までの苦勞に対して感謝するわけでございますが、その一つといたしまして、防災行政無線の統合ということについてお尋ねをいたします。

皆様既に御存じのように、防災無線については、旧巢南地区は新しい設備が今年度完成のようだと承っております。一方、旧穂積地区は昭和51年ころの設備で、いろいろ改良はされていると聞いておりますが、場所によっては非常に聞き取りにくいという苦情も大分上がっているのは御存じのとおりでございます。

安心・安全の社会の構築に向けてのまちづくりの防災対策の一つとして、防災無線の充実が必要と考えます。また、東海・東南海の複合型地震が懸念される中、一日も早く防災行政無線のシステムの統合をすべきと思います。市長は、具体的には、いつどのように統合をお考えなのか、お尋ねをいたします。

2点目としまして、子育て支援のあり方、子育て環境づくりの推進については、現在、市長公室の行政推進調査研究チームで専門的に研究をされているわけでございます。皆さんも既に御承知のように、平成15年7月16日、次世代育成支援対策推進法が公布をされまして、社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境の整備を進めるため、自治体は地域行動計画を16年度中、すなわち平成17年3月31日までに決定し、公表しなくてはならないことになっておるわけでございます。

昨日、総括質疑においてお尋ねした際、現在、小学生の母親等々からアンケートを集計しており、また協議会設置については、要望として、労働者の代表とか有権者等に加えて、働く女性を協議会の委員として参画できるよう配慮していただきたいという要望に対し、意向に沿うよう努力したいという回答でございました。市として、今後、具体的にはどのように進めていくお考えか、市長にお尋ねをいたします。

第3点目として、ごみ減量施策についてお尋ねをいたします。

全国どこの自治体でも、ごみ減量対策については大変御苦労をされているわけでございます。当市は、他市町村に先駆けて、早くからごみ減量対策として缶や瓶等々の分別収集、生ごみ減量対策としてコンポスト等の処理容器・電気式生ごみ処理機購入補助金等の実施、さらには美来の森の活用等、行政指導、さらに市民の皆様の多大なる協力を得て減量に努力をされているわけでございます。

そこで、現在、市内の小学校、PTA及び子ども会等でリサイクルのため分別収集されている新聞紙、段ボール、牛乳パック、チラシ、ぼろぎれ、雑誌等のリサイクル活動については、親子でのボランティア活動として行われております。旧穂積地区の15年4月から16年1月の実績を見ましたら、大体1,044トンの多くの資源がリサイクルに回っております。大体、御担当者に聞いた限りでは、旧穂積地区だけで今年度1,250トンぐらいはできるんじゃないかということでございます。

このリサイクル活動に対する奨励金は、制定されて年月も相当経過をしておるわけですが、増額について市長のお考えをお尋ねいたします。

最後に、側溝の清掃についてお尋ねをいたします。

道路の側溝の清掃については、現在自治会ごとに行われております。現在でも、手作業等々で困難な箇所については、市において外注で対応をされているわけでございます。最近、自治会によっては、高齢化等により作業する人も少なく、さらに重いふたの取り扱いは危険を伴い、苦慮されているのが現状でございます。最近、町においても、側溝の管理というものが全面的に外注の町も出てきたようでございます。しかし、私たちが自分の住むところをきれいにすることは非常に大切なことでございますが、やはり側溝の管理責任を含めて、予算的な面もあろうかと思いますが、市長のお考えについてお尋ねをいたします。

以上4点について質問させていただきます。時間も非常に遅くなっておりますので、再答弁しないくらいの立派などうか、前向きな回答をお願いします。

議長（吉本幸一君） 青木市長公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 私の方から、最初の2点、防災行政無線の統合と、それから子育て支援といいますが、行政推進調査研究チームの活動についてお答えを申し上げたいと思います。

防災同報無線につきましては、現在、旧穂積町区と旧巢南町区の2系統にて運用を行っているところでございます。旧穂積町地区では、昭和55年に開局しましたアナログ方式による伝送、それから旧巢南町地区では、14年度、15年度にわたりましてデジタル化方式による伝送方式になっているところでございます。

午前の新井議員の質問にも少し触れましたけれども、瑞穂市全体の非常伝達を含めた通信網をいかに構築するか、つまり通常時の通信、それから非常時の通信を総合的に検討を加えまして、複合型情報通信基盤の環境の整備に、16年度に向かって研究を進めてまいります。

それから2点目の、行政推進調査研究チームにおきます現在の状況についてちょっとお話を申し上げます。

子供たちの放課後のふれあい対策を中心に現在検討しているところございまして、穂積小学校区で、瑞穂放課後児童クラブが親さん方の働きかけで4月に立ち上がりまして、去年の9月から駅西会館で活動をされてみえます。来年度に向かって、他の小学校区でも子供のふれあいクラブの立ち上げに、研究チームが場所の確保とか指導員の確保など、関係団体の調整をとっておるところでございます。

それで、今後、次世代育成支援推進法に基づきまして、瑞穂市の行動計画でございますが、きのうもちょっとお話ししましたように、現在行っておりますニーズ調査を分析し、それをもとに、その計画の中に目標を設定し、順次事業化していく方向で、現在仕事を進めておるところでございます。

議長（吉本幸一君） 続きまして、松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 広瀬議員さんの、ごみの減量施策についてと、4点目の側溝の清掃について答弁をさせていただきます。

まず最初のごみ減量施策についてでございますが、瑞穂市では資源類集団分別回収奨励金交付要綱と容器回収システム実施要綱の中で、奨励金を子ども会、PTA、老人クラブ等に交付をしております。

御質問の、奨励金が制定され年月も経過しているのに増額できないかということでございますが、資源類集団分別回収奨励金交付要綱の対象ごみは有償で取引されていることから、5円の差益と、逆有償の場合につきましては10円ということで限度を決めております。1月末の廃品回収での取引価格につきましては、新聞紙が約2.5円、チラシが2円、段ボール1円で取引されていることから、奨励金の増額は考えておりません。

また、容器回収システム実施要項では、子ども会、PTA、老人クラブ等に、リサイクルカードによりまして、ポイントに応じて缶・ペットボトル1本1円で奨励金を出していることを申し添えまして、答弁とさせていただきます。

4点目の側溝の清掃についてでございますが、市道の側溝清掃につきましては、市民の皆様

方には大変お世話になり、おかげで町の全体の環境に対する意識も高まりつつあると思っております。また、幹線排水路につきましては区長さんを中心に、生活排水路側溝清掃につきましては自治会長さんを中心に、定期的に美化運動を進めていただいておりますことを、厚く御礼申し上げます。このような美化活動のように、地域でお願いできることは今後とも地域でお願いし、市民一人ひとりがまちを少しでも汚さない意識を、私ども職員も含めて、持つことが、今後とも重要な時代ではないかと考えております。今後も、できる範囲は市民の皆様と一緒にまちの美化に努めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（吉本幸一君） 広瀬捨男君。

11番（広瀬捨男君） どうもありがとうございました。

まず子育て支援の関係の協議会のことですが、具体的にちょっと確認をしていきたいわけですね。きのうの総括質疑のときには協議会云々ということ言われたんですが、そういう解釈でいいのかどうか、確認をしたいと思います。その場合に、やはり働く者の、特に女性の代表等を入れていただきたいという要望もしたのですが、その方向でということ、これは確認なんです、協議会を立ち上げてやっていくということによろしいでしょうか。

それから先ほどのごみの関係なんですけれども、考え方はいろいろあるのですが、やはり、ちょっと調べてみたら、旧巢南町は平成5年4月1日から奨励金はキログラム5円と、それから旧穂積町の場合は1年おくれの平成6年4月1日から奨励金は5円と、御存じのようになってるわけですが、ちなみに御担当のいろんな可燃ごみの処理経費を見ても、平成6年度、大体10キロ当たり162円という、キログラム当たり16円20銭かかってたわけです。それで14年度実績が出て、これ旧穂積地区なんです、経費を見ても、1キロ52円40銭、10キロ当たり524円かかってるわけです。これは大体比率に置くと3.2倍になってるわけです。これはだれもそんだけ3.2倍にしてくれということをおっしゃっていません。いわゆる焼却に対していろんな法的な制約とか、そういうことがあり、非常に高くなっていることわかるわけです。

しかしながら、例えば先ほど言いましたように、15年度の旧穂積地区だけでPTAが、行政側では1,250トンぐらいになるだろうということを予測しておるわけですが、そのごみが、例えば簡略しまして52円のところへそれが行ったら6,500万円、市の経費が要るわけですね。それが例えば有償・無償、いろんな話が出たんですが、その資源の紙等が非常にいい値段がついておるわけですが、仮にそれが逆有償で2円出したとして1,250トンで875万。本来これが協力がなかったら6,500万円要るものが875万円で済むということなんですね。この数字にこだわるわけじゃないんですが、これで市としては5,625万円、7円としても有利な

っておるわけです。

何が言いたいかといいますと、やはりPTAだけのとこと、PTAが年3回、子ども会等でまた3回、2回やってるところがあるわけです。私は今うちにおりますので、地元なんか手伝ってあげるんですけども、日曜にやればいいんですが、収集の関係で普通のウイークデーだということになると、今不景気で、女性の方もほとんどパートに行ってみえるわけですね。それを半日休んで幾らになるか。金の問題やないんですけど、もうやめようかという切実な願いがあるわけです。PTAも参加したくないというんですよね。そんなことは、頼むに手伝うからということも、例えば自分の町内は行っているんですけど、ほかの方からも大分いろんな話が出ていますので、そういう点はいろいろと温かい考え方で、数字ばかり言うわけじゃないんですが、やはり3.2倍にもなっているという実態ですから、経費自体が。どのくらい協力しているかということについての考え方をもう少し、市長から温かい回答をお願いしたいと思います。

議長（吉本幸一君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 資源ごみの回収についての御指摘でございますけれども、まずごみの処理コストですね。ちょっと申し上げておきますと、今の50何円という数字は、今のイーステージとかそういうところへ持っていっているものも全部入れてのお話だと思うんですね。ですから、今のPTAとか子ども会で集めていただいております資源ごみはどちらかといえば紙が中心でございますので、そういうふうに回収しないで、そのまま処分していくとすれば、西濃環境へ持っていったの焼却処分ということになりますので、その分のコストで考えてみますと、西濃環境での負担金で大体、先ほど御指摘のように16円ぐらい、そこへ持っていく運賃入れて20円から24円ぐらいというのが処理費だろうと。だから50何円という数字には、このごみを対象に計算した場合にはならないだろうと、こんなふうに思いますので、そのあたり処理するごみの種類によって物すごくコストが違うということをまずひとつ御理解をいただいております。

それから、子ども会、PTAでの収集というのはなかなか大変だという御指摘、よくわかりますけれども、私どもとしてはそろばんの問題というよりも、ひとつそういうふうで環境問題というようなことで、ボランティア的な意識でお願いしたいというのも一つのベースにありますので、そういう比較でははじかないでおいていただきたいと、こんなふうにお願いします。

そこで、今の御指摘の一つ問題点がありますので、私なりに対応できないかということで検討させております事項についてお話しさせていただきます。

それはどういうことかといいますと、この資源ごみを大変お世話をかけて、PTA、子ども会でやっていただいておりますけれども、年にこれ町内で見ますと集めるのは2回か3回ぐらいなんですね。そうすると、半年も新聞をどこへ積んでおくんだと。そういう場所がないと。だ

から資源ごみという制度はわかっておっても、結局一般ごみと同じようにせざるを得ないと。だから、そういうものを引き取ってくれるシステムをつくれというような御意見もちょうだいしております。

それで現在、私どもとして、粗大につきまして、美来の森、あるいは居倉で粗大のごみを月に何回か受け入れております。そのお預かりする品目の中に、こういう資源ごみも対象として入れさせていただいたらどうだろうかということを考えて、検討するよう指示しております。ただ、今の粗大ごみだけを受け入れるだけでも、両方の処理場が大変な状況でございますので、さらにこれを乗せた場合にこなし切れるかという問題がありますので、ちょっと宿題でありますけれども、担当の方にはそういうような形で、課題をぶつけております。そんな形で、集めていただく方々の御負担と、それからまた、そういうごみを管理して、それまで持っておかれる方々の御負担というものを考えながら、この資源ごみの回収については、何か皆さんに積極的に協力していただけるような、あまり御負担のかからないシステムというものを構築したいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（吉本幸一君） 青木市長公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 確認ということでございましたので、ここで失礼させていただきます。

行動計画を策定していくということになりますので、お願いすれば、協議会じゃなくて委員会になるかと思えます。委員会をつくるときには、議員御指摘のように、働く女性も入れるようなことで検討してまいりたいということでございますので、よろしく願いしたいと思えます。

〔11番議員挙手〕

議長（吉本幸一君） はい、広瀬捨男君。

11番（広瀬捨男君） はい、ありがとうございました。市長の方のお答えの、ごみの関係ですけれども、私たちはこれ、担当からもらっても、そこまで言われていないので、これくらいかかりますよというようなことでありましたので、実態は市長よく御存じだと思いますが、しかし、確かにいろんな施策を考えていただいておりますけれども、本当に今言われるように、子ども会3回とPTA3回と、隔月ぐらいであるもんで割と協力してもらえりけれど、余りにも多いと、また逆に困っているんで、そういういいシステムがあつたら、ぜひ市としても取り組んでいただきたいと思えます。それがややもすれば、場所もないのでみんな燃えるごみの方へ行くとなると、それは50幾らまではかからないにしても、相当高いものになると思えますので、その辺はぜひ早急をお願いしたいと思えます。

それから、部長の方からお聞きした点で、その委員会になるということですがけれども、それはいつごろ立ち上げになるのか。結論的には公表をせないかんし、もう1年しかないわけです

ね、その辺のどこを教えていただきたいと思います。以上です。

議長（吉本幸一君） 青木市長公室長。

市長公室長（青木輝夫君） まだ日程的には実際煮詰まっておりますけれども、16年度中に策定ということでございますので、やはりその前段階の、市としてどうするべきかというある程度の基本というのは、このチームで考えさせたいと考えておりますので、しばらく猶予いただきたいと思います。

議長（吉本幸一君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

散会の宣告

議長（吉本幸一君） 本日はこれにて散会をいたします。御苦労さんでした。

散会 午後3時19分

